

危機管理・健康福祉常任委員会 議事次第

令和6年6月6日(木)
午後1時30分～
於：第5委員会室

1 開 会

2 出席要求理事者

3 確認事項

4 所管部局の事務事業概要等
(1) 危機管理監、危機管理部
(2) 健康福祉部

5 今後の委員会運営

6 その他

7 閉 会

危機管理・健康福祉常任委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	備 考
委員長	青 木 義 照	自 民	
副委員長	渡 辺 邦 子	〃	
〃	田 中 英 夫	〃	
委 員	藤 山 裕紀子	〃	予算特別委員長
〃	磯 野 勝	〃	
〃	小 卷 久 美	〃	
〃	畑 本 義 允	維 国	
〃	筆 保 祥 一	〃	
〃	竹 内 紗 耶	〃	
〃	光 永 敦 彦	共 産	
〃	田 中 健 志	府 民	予算特別副委員長
〃	林 正 樹	公 明	副議長

危機管理・健康福祉常任委員会 出席要求理事者名簿

【危機管理監】	
危機管理監 (危機管理部長兼務)	南 本 尚 司
副危機管理監 (危機管理部副部長兼務)	坂 根 久 尚
危機管理監付企画参事	坂 根 誠 一 郎
危機管理監付企画参事	古 橋 勝 也

【危機管理部】	
危機管理部防災監	澤 熊 輝 力
危機管理部副部長 (原子力防災課長事務取扱)	松 村 弘 毅
危機管理部理事 (災害対策課長事務取扱)	小 松 靖 彦
危機管理総務課長	森 田 倫 明
消防保安課長	武 部 一 郎

【健康福祉部】	
健康福祉部長	長谷川 学
健康福祉部保健医療対策監	奥 田 司
健康福祉部副部長 (総括・総務担当)	山 本 哲 也
健康福祉部副部長 (地域包括担当)	安 原 孝 啓
健康福祉部副部長(子育て・福祉担当)兼 こども・子育て総合支援室長	東 江 赳 欣
健康福祉部副部長 (健康担当)	十 倉 孝 之
健康福祉部理事 (薬務課長事務取扱)	橋 昌 利
こども・子育て総合支援室企画参事	西 田 一 慶
健康福祉総務課長	南 部 慎 一
健康福祉総務課参事	戸 田 英 和
健康福祉総務課参事	原 圭 太 朗
高齢者支援課長	松 尾 治 樹
医療保険政策課長	能 勢 弘 康
リハビリテーション支援センター長	近 藤 正 樹
地域福祉推進課長	杉 本 圭 哉
障害者支援課長	岩 田 高 明
家庭・青少年支援課長	能 勢 文 音
健康対策課長	古 川 浩 気
医療課長	森 川 大 輔

(計 28 名)

【 閉会中の継続審査及び調査事項 】

- 1 危機管理について
- 2 消防及び防災について
- 3 福祉対策について
- 4 保健医療対策について

令和6年度 委員会運営に関する申合せ

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項（〇〇〇〇部） 6 閉会
3 日目	1 開会 2 所管事項（△△△△部） 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営 5 その他 6 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和7年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 *報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	---	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1日間

1 日	1 開会
	2 中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
	3 委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
	4 その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5 閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会（毎月常任）

定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができることとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総合的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙1-1

※特別委員会の年間運営 別紙1-2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙2

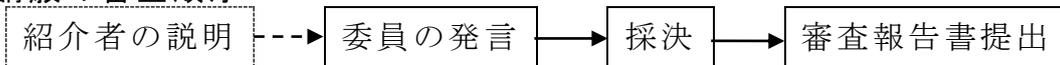
(2) 議案審査の流れ 別紙3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。別紙4

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

なお、所管事項に係る質問については2日間に分けて行い、会派持ち時間を2日間で割り振ることとし、その配分については各会派の裁量とする。

(5) **副知事の委員会への出席**

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) **ペーパーレスによる委員会運営**

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。**別紙5**
なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) **情報端末機器の使用**

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

別紙6

(8) **欠席の届出**

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。**別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

委員会の年間運営

初回委員会【委員会活動のスタート】

- 前期委員会活動報告書の配付
- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議 (※各委員会の裁量で実施を判断)

閉会中の委員会

■ 常任委員会の毎月開催

- ・報告事項の聴取
- ・所管事項の調査
- ・参考人の招致など

■ 管内外調査（調査活動）

- ・所管、テーマに応じた現地・現場における調査

■ 出前議会（広聴活動）

- ・府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

委員会活動の広報

■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS

- ・定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

特別委員会の年間運営

5月	5月臨時会 (5/24)	特別委員会設置、正副委員長互選
6月	・ 合同委員長会議 (6/3) ・ 初回特別委員会 (6/7)	委員会運営の申合せの協議、確認 出席要求理事者決定、確認事項、 今期の委員会運営方針の協議
	6月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
7月	(毎月常任) (※2)	
8月	(毎月常任) (※2)	
	・ <u>管内外調査</u> (1泊2日又は2泊3日)	
9、10月	9月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
11月	(毎月常任) (※2)	
12月	12月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
1月	(毎月常任) (※2)	
2、3月	(毎月常任) (※2)	
	2月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
4月	(毎月常任) (※2)	
5月	5月臨時会	<p>【政策提案・提言としてまとめる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提案・提言（報告書）の決定 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動の所感 <p>【政策提案・提言としてまとめない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動のまとめ

(※1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

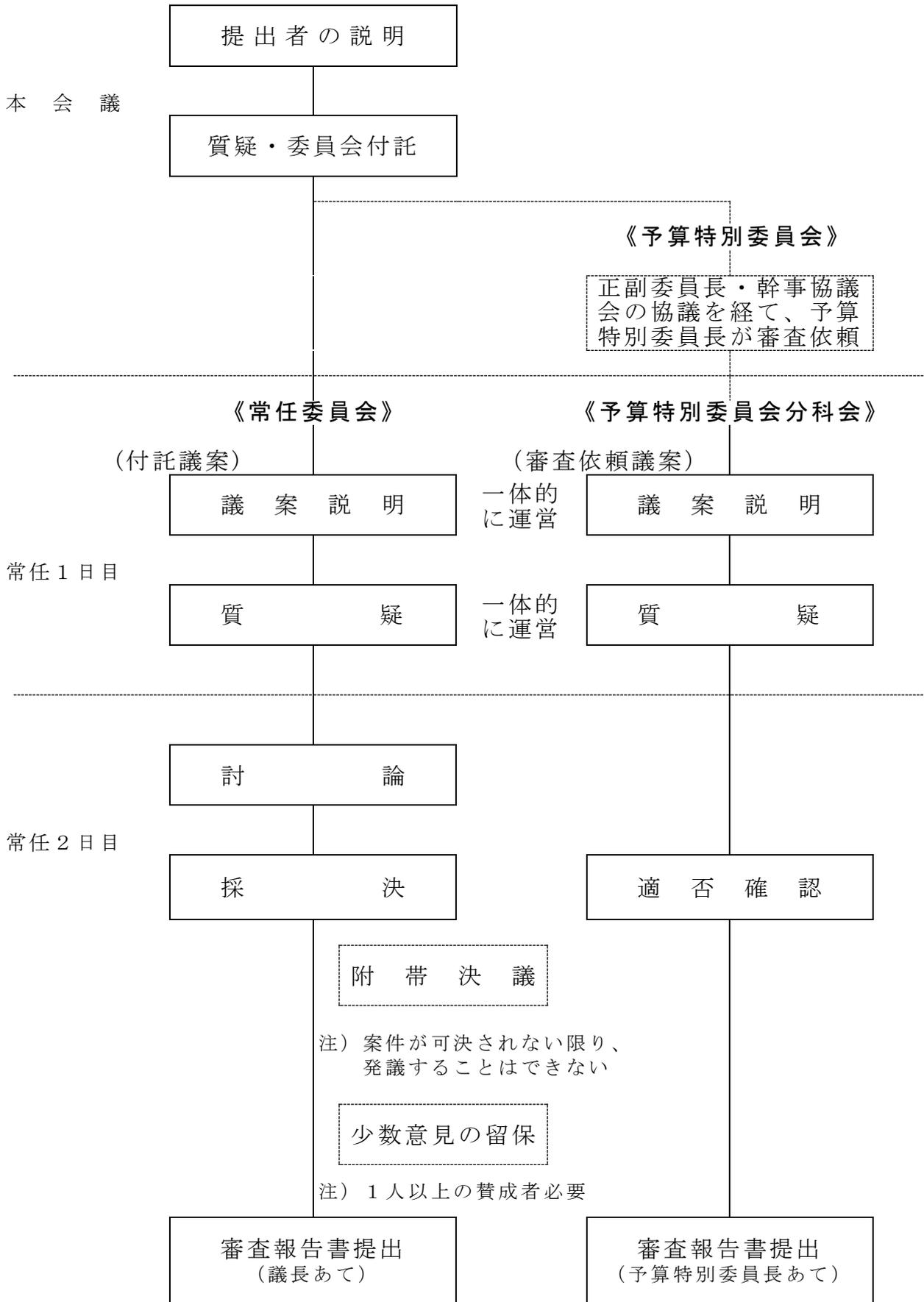
(※2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

議案の付託区分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

議決権の内容	予算議案に密接に関連する議案			
	予算特別		常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部	①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 （※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る） ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 （※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く）	その他	
予算	○			
決算の認定				○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他	
契約の締結			○	
財産の交換、譲渡、貸付け			○	
不動産の信託			○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他	
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他	
権利の放棄			○	
公の施設の独占的利用			○	
訴えの提起等			○	
損害賠償			○	
公共的団体等の活動の調整			○	
法令に基づくもの			○	
基本的な計画の議決			△ (分野別計画)	

議案審査の流れ



オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

- (1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

- (2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

- (3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

- (4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

- (1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

イ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境を整えること。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めるときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長 様

委員名 _____

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

※この申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

1 目的

ICTの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第122条第1項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

5 Wi-Fiルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーターを利用する際は、別添「京都府議会Wi-Fiルーター利用規約」に沿って利用する。

6 電子データ^{*}の対象資料等 ※文字検索が可能なPDF形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。
なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。
- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

別添

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約同意書

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約に同意し、府議会Wi-Fiルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

第1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
*及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいるが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないように適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
 - (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面での情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 ⑩

京都府議会

危機管理・健康福祉常任委員会

活動報告書(案)



令和6年5月 日

委員長	中島武文
副委員長	藤山裕紀子
副委員長	田中英夫
委員	渡辺邦子
委員	池田正義
委員	津田裕也
委員	北岡千はる
委員	田中志歩
委員	竹内紗耶
委員	光永敦彦
委員	田中美貴子
委員	大河内章

目次 京都府議会 危機管理・健康福祉常任委員会 活動報告書

- 1 委員会の審議等の状況（概要）
- 2 委員会活動状況
- 3 重要課題調査のための委員会
- 4 出前議会
- 5 付託議案及び審査依頼議案審査結果
- 6 付託請願審査結果
- 7 管内外調査
- 8 委員会活動のまとめ

1 委員会の審議等の状況（概要）

本委員会は、危機管理部及び健康福祉部の所管並びにそれに関連する事項を所管している。

各部局の主な所管事項は次表のとおりである。

部局名	主な所管事項
危機管理部	危機管理対応、消防・防災、原子力防災対策
健康福祉部	保健、医療、衛生、健康増進、子育て支援、青少年、社会福祉、社会保障

京都府議会の各常任委員会では、年4回の定例会において、条例案などの審査を行うほか、議会の閉会中に委員会を開催して、府政の重要課題について、テーマを設けて集中的に審議するとともに、京都府内や他府県に赴いて調査を実施している。

今期の危機管理・健康福祉常任委員会の閉会中の常任委員会においては、所管事項に関するテーマについての議論を深めるため、参考人制度を活用して、専門的知見を有する方や実際に事業に従事している方の意見を聴取し、テーマに関する議論を掘り下げた。

また、府民の様々な意見や要望を、府政の推進に活かすため、出前議会を開催し、地域で防災・減災対策に取り組まれている方々から、取組状況や課題等を聴取し、意見交換を行った。

管内調査では、京都府の施策が実施されている現場や市町村等を訪問し、府の事業担当者や関連事業者の説明を聴取するとともに、現地視察を行った。

管外調査では、先進事例や京都府と共通する課題に対して、他の自治体や関係団体がどのような取組を実施しているのか、もしくはどのように対応しようとしているのかを調査した。

2 委員会活動状況

時期	活動	議題・テーマ
5 月		
R5. 5.26	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■委員長の選任 ■副委員長の選任 ■副委員長の順位
6 月		
R5. 6.14	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■出席要求理事者 ■確認事項 ■本日の委員会運営
R5. 6.14	委員会 (初回)	<ul style="list-style-type: none"> ■出席要求理事者 ■確認事項 ■所管部局の事務事業概要等 ■今後の委員会運営
R5. 6.26	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R5. 6.28	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告事項の聴取 (危機管理部) <ul style="list-style-type: none"> ・包括外部監査結果に基づく措置状況について (健康福祉部) <ul style="list-style-type: none"> ・京都府立看護学校の機能拡充に関する基本方針(中間案)について ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)
R5. 6.29	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■付託議案(討論・採決) ■審査依頼議案(適否確認) ■所管事項の質問(健康福祉部)
R5. 6.30	委員会 (6定3日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の質問(危機管理監、危機管理部) ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
8 月		
R5. 8.18	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■本日の委員会運営
R5. 8.18	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 <ul style="list-style-type: none"> ・「就園前の子育て支援について」 参考人：NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長 認定NPO法人びーのびーの理事長 奥山 千鶴子 氏

9 月		
R5. 9. 5	管内調査	○第72回京都府社会福祉大会 (行催事等委員会調査)
R5. 9.13	正副委員長会	■分科会運営
R5. 9.13	予算特別委員会 分科会 (9定先行審議)	■審査依頼議案(議案説明・質疑・適否確認)
R5. 9.22	正副委員長会	■委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R5. 9.26	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定1日目)	<p>■報告事項の聴取 (健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府歯と口の健康づくり基本計画(第3次)の策定について ・京都府保健医療計画の改定について ・京都府感染症予防計画の改定について ・第3期京都府がん対策推進計画の策定について ・第2期京都府循環器病対策推進計画の策定について ・第10次京都府高齢者健康福祉計画の策定について ・京都府障害者・障害児総合計画(仮称)の策定について ・京都府依存症等対策推進計画の中間見直しについて ・京都府中期的な医療費の推移に関する見通し(第4期)(医療費適正化計画)の策定について ・次期京都府国民健康保険運営方針の策定について ・第4次京都府地域福祉支援計画の策定について ・総合リハビリテーション支援拠点整備基本計画(仮称)の策定について ・困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画(仮称)の策定について ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画の改定について ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に係る条例の制定及び関係条例の一括改正について ・京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の一部改正について ・健康福祉部所管施設における指定管理者の選定について ・京都府立看護学校の機能拡充に関する基本方針(最終案)について <p>■審査依頼議案(質疑終結まで)</p>

R5. 9. 27	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■審査依頼議案（適否確認） ■付託請願の審査 ■所管事項の質問（健康福祉部）
R5. 9. 28	委員会 (9定3日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の質問（危機管理監、危機管理部） ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
11 月		
R5. 11. 13 ～ R5. 11. 15	管外調査	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ○障害福祉サービス事業所就労継続支援B型P I C F A <ul style="list-style-type: none"> ・P I C F Aにおける創作活動を通じた就労支援について ・施設視察 ○熊本県議会・熊本赤十字病院 [於：熊本赤十字病院] <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急医療について ・施設視察 ○熊本県防災センター <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県における防災・減災対策について ・施設視察 ○国土交通省九州地方整備局 <ul style="list-style-type: none"> ・D Xを活用した防災・減災対策について ・施設視察
R5. 11. 21 ～ R5. 11. 22	管内外調査	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ○京都府福知山児童相談所 <ul style="list-style-type: none"> ・福知山児童相談所の状況について ・施設視察 ○綾部市役所・物部地区自治会連合会 [於：物部営農指導センター] <ul style="list-style-type: none"> ・台風7号の被災状況等について ・綾部市における原子力防災の取組について ・自治会の自主防災活動・水害等避難行動タイムラインについて ○舞鶴市議会 <ul style="list-style-type: none"> ・台風7号の被災状況等について ・舞鶴市における原子力防災の取組について ○関西電力高浜原子力発電所 <ul style="list-style-type: none"> ・高浜発電所における安全性向上の取組について ・施設視察
12 月		
R5. 12. 13	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営

R5.12.14	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定1日目)	<p>■報告事項の聴取 (危機管理部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編）の改訂（中間案）について ・大雪対応の検証による今後の対応策について <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府歯と口の健康づくり基本計画（第3次）の策定（中間案）について ・京都府保健医療計画の改定（中間案）について ・京都府感染症予防計画の改定（中間案）について ・第3期京都府がん対策推進計画の策定（中間案）について ・第2期京都府循環器病対策推進計画の策定（中間案）について ・第10次京都府高齢者健康福祉計画の策定（中間案）について ・京都府障害者・障害児総合計画（仮称）の策定（中間案）について ・京都府依存症等対策推進計画の中間見直し（中間案）について ・京都府中期的な医療費の推移に関する見通し（医療費適正化計画）の策定（中間案）について ・次期京都府国民健康保険運営方針の策定（中間案）について ・第4次京都府地域福祉支援計画の策定（中間案）について ・総合リハビリテーション支援拠点整備基本計画（仮称）の策定（中間案）について ・困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画（仮称）の策定（中間案）について ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次）（中間案）について ・関西広域医療連携計画の改定について ・大麻取締法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正について <p>■審査依頼議案（質疑終結まで）</p>
R5.12.15	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定2日目)	<p>■審査依頼議案（適否確認）</p> <p>■付託請願の審査</p> <p>■所管事項の質問（健康福祉部）</p>
R5.12.18	委員会 (12定3日目)	<p>■所管事項の質問（危機管理監、危機管理部）</p> <p>■閉会中の継続審査及び調査</p> <p>■今後の委員会運営</p>

1 月		
R6. 1. 11	出 前 議 会	○福知山市防災センター ・これからの地域における防災・減災について
2 月		
R6. 2. 7	正 副 委 員 長 会	■本日の委員会運営
R6. 2. 7	委 員 会 (閉 会 中)	■所管事項の調査 ・「原子力防災について」 参考人：京都大学複合原子力科学研究所 副所長 同大学原子力基礎工学研究部門 教授 三澤 毅 氏
3 月		
R6. 3. 4	正 副 委 員 長 会	■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R6. 3. 5	委 員 会 及 び 予 算 特 別 委 員 会 分 科 会 (2 定 1 日 目)	■付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） ■付託議案（討論・採決） ■審査依頼議案（適否確認）
R6. 3. 9	管 内 調 査	○天皇盃第35回全国車いす駅伝競走大会 開会式 (行催事等委員会調査)
R6. 3. 10	管 内 調 査	○天皇盃第35回全国車いす駅伝競走大会 出発式、閉会式 (行催事等委員会調査)
R6. 3. 15	委 員 会 (2 定 2 日 目)	■報告事項の聴取 (危機管理監) ・京都府における新型コロナウイルス感染症対応の振り返りについて (危機管理部) ・令和6年能登半島地震に係る京都府の対応について (健康福祉部) ・京都府保健医療計画の改定（最終案）について ・京都府感染症予防計画の改定（最終案）について ・第3期京都府がん対策推進計画の策定（最終案）について ・第2期京都府循環器病対策推進計画の策定（最終案）について ・第10次京都府高齢者健康福祉計画の策定（最終案）について ・京都府障害者・障害児総合計画の策定（最終案）について ・京都府依存症等対策推進計画の中間見直し（最終案）

		<p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府中期的な医療費の推移に関する見通し（医療費適正化計画）の策定（最終案）について ・次期京都府国民健康保険運営方針の策定（最終案）について ・第4次京都府地域福祉支援計画の策定（最終案）について ・総合リハビリテーション支援拠点整備基本計画の策定（最終案）について ・困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画の策定（最終案）について ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次）（最終案）について <p>■付託議案（討論・採決） ■付託請願の審査 ■所管事項の質問（健康福祉部）</p>
R6. 3.18	委員会 (2定3日目)	<p>■所管事項の質問（危機管理監、危機管理部） ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営</p>
4 月		
R6. 4.19	正副委員長会	■本日の委員会運営
R6. 4.19	委員会 (閉会中)	<p>■所管事項の調査 ・「思春期のメンタルヘルスケアについて」</p>
5 月		
R6. 5.21	正副委員長会	■臨時会中の委員会運営
R6. 5.22	委員会 (5臨)	■委員会活動のまとめ

3 重要課題調査のための委員会

(1) 就園前の子育て支援について

(令和5年8月18日(金)開催)

■開催概要

こども基本法ならびにこども政策の新たな推進体制に関する基本方針においては、誰一人取り残さず、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、幸福生活を送ることができるよう、乳幼児期における「育ち」を切れ目なく保障することが重要とされているが、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等（以下「未就園児等」という。）、必要なサービスにつながらることができず、地域で孤立しているおそれのある子どもがいる。

未就園児等の状況は様々であり、未就園であること自体が問題視されるものではないが、未就園児等やその家庭の中には、虐待防止や健全育成等との観点から支援を必要としている場合がある。孤立するおそれのある未就園児等とその家庭について、地域社会との関係性、子育ての状況や子どもの年齢など、個々の状況の把握と必要な支援の充実が求められている。

今回の常任委員会では、理事者及び参考人から、未就園児等とその家庭への支援の現状、課題や今後の展望等について説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

■参考人

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
認定NPO法人びーのびーの 理事長
奥山 千鶴子 氏

■出席理事者

【健康福祉部】

健康福祉部副部長（子育て・福祉担当）兼こども・青少年総合対策室長、こども・青少年総合対策室企画参事、家庭支援課長、こども・青少年総合対策室参事

■主な質問事項

- ・今後の子育て支援の方向性について
- ・産前産後のヘルパー事業について
- ・つどいの広場事業の今後の在り方について
- ・NPOの育成や支援について など

(2) 原子力防災について

(令和6年2月7日(水)開催)

■開催概要

原子力災害は地震や風水害などの一般災害とは異なり、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出という特有の事象により被害が生じる。

そのため、原子力災害対策特別措置法等の原子力関係法令に基づき、国、地方自治体、原子力事業者等における原子力災害の対策を強化することで、国民の生命、身体及び財産を保護することが求められている。

特に、地方自治体には関係機関と連携して、広域避難計画の実効性を高めるためのインフラや資機材の整備、訓練の実施などの取組が求められていることから、今回の常任委員会では、理事者から原子力防災に関する京都府の取組について説明を聴取した後、参考人から原子炉の事故とそれに対する対応、原子力防災における地方自治体の役割や訓練のあり方などについて説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

■参考人

京都大学	複合原子力科学研究所	副所長
同大学		原子力基礎工学研究部門 教授
三澤	毅	氏

■出席理事者

【危機管理部】

危機管理部副部長（原子力防災課長事務取扱）、危機管理総務課長

■主な質問事項

- ・原子炉等の経年劣化への対応について
- ・事故発生時の放射性物質放出の影響について
- ・福島第一原発の廃炉について
- ・事故発生時の避難路の確保について
- ・原子力総合防災訓練について など

(3) 思春期のメンタルヘルスケアについて

(令和6年4月19日(金)開催)

■開催概要

思春期は、子どもから大人になる移行期にあたり、両方の特徴が併存するため心身ともに不安定になりやすい時期である。社会的な役割変化への期待や人間関係の広がり、ストレスや心の傷つきの要因となるともいわれている。

令和4年の小中高校生の自殺者は514人と過去最多となったが、そのうち高校生年代の割合は68.9%を占めている。また、依存性や深刻な健康障害などの危険性が指摘される市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）の背景には、孤独感やつらい気持ちから一時的にでも逃れたいという気持ちがあるといわれている。令和4年の薬物関連精神疾患の実態調査では10代の薬物使用のうち、覚せい剤や大麻を大きく上回る65%が市販薬となっており、大きな問題となっている。

今回の常任委員会では、理事者から思春期のメンタルヘルスケアの現状、課題や今後の展望等について説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

■参考人

なし

■出席理事者

【健康福祉部】

健康福祉部副部長（総括・総務担当）、

健康福祉部副部長（子育て・福祉担当）兼子ども・子育て総合支援室長

健康福祉部理事（薬務課長事務取扱）、健康福祉総務課長、地域福祉推進課長、

地域福祉推進課参事、障害者支援課長、家庭・青少年支援課長

洛南病院診療部長（※テーマに沿って追加出席要求）

■主な質問事項

- ・思春期のメンタルヘルスケアのためのプラットフォームについて
- ・思春期のメンタルヘルスケアに関わる人材の確保・育成について
- ・一般的な啓発活動が届きにくい子どもたちへのアプローチについて
- ・市町村や関係機関との連携について
- ・保護者に対する啓発・支援について など

4 出前議会

◇テーマ これからの地域における防災・減災について

◇日時 令和6年1月11日(木) 14時15分～16時

◇場所 福知山市防災センター 2階 防災研修室



◇参加者

○京都府議会 危機管理・健康福祉常任委員会

委員長 中島 武文

副委員長 藤山裕紀子

委員 渡辺 邦子、池田 正義、津田 裕也、北岡千はる、田中 志歩、
竹内 紗耶、光永 敦彦、田中美貴子、大河内 章

○地元議員

家元 優、武田 光樹、小原 舞

○意見交換参加者

福知山市市民総務部危機管理室 室長 森下 邦治 氏

福知山市福祉保健部地域包括ケア推進課 課長 高山 明子 氏

居宅介護支援事業所 ニコニコ介護支援ルーム 管理者 和田 葉子 氏

福知山市自主防災ネットワーク 代表 仁張 衛 氏

福知山公立大学地域防災研究センター センター長 水口 学 氏

○京都府

〔中丹広域振興局〕

局長 高屋奈尾子

副局長 白波瀬正幸

総務防災課長 船越 理志

※危機管理部の理事者は、令和6年能登半島地震対応のため欠席

◇傍聴者 12名

◇概要

激甚化・頻発化する自然災害への対応力を高め災害に強い京都を目指す上で、危機管理体制の充実、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策の推進が重要である。一方で、過疎化・少子高齢化等による地域防災力の低下が課題となっており、国や自治体等による防災・減災の取組（公助）を強化するだけでなく、住民一人ひとりの防災意識の醸成、適切な避難行動（自助）や住民同士の助け合い（共助）の重要性が高まっている。

今回の出前議会では、行政関係者や地域で防災活動に取り組まれている方々から、取組の状況や御意見をお伺いし、意見交換を行った。

◇参加者の主な取組及び課題等

【福知山市市民総務部危機管理室 室長 森下邦治 氏】

福知山市では過去から多くの災害を受けている。平成30年7月豪雨災害の後に実施した市民を対象としたアンケートでは、市からの避難指示などの情報を入手しているものの、実際の避難行動にはなかなかつながらない現状が明らかになった。そのため、令和元年から2年にかけて「避難のあり方検討会」を設置し、有識者、地域代表、国・府などの関係機関、消防団などを交え、避難のあり方全般について、どのように強化・推進すべきかを議論した。現在、「最終とりまとめ」で定めた方向性にに基づき、官民が連携しテーマごとに各種の取組を進めている。

【福知山市福祉保健部地域包括ケア推進課 課長 高山明子 氏】

「避難のあり方検討会」で検討されたテーマの1つが災害時要配慮者の避難誘導支援である。令和2年度に災害時ケアプランのモデル実施をスタートした。現在は、令和7年度までの成果指標に基づき本事業を進めているところである。

今年度新たに福祉部局に災害時ケアプラン推進係を設置した。今後は、地域住民や福祉避難所となる福祉施設、ケアマネージャーなど関係者で一体的な避難支援体制を構築し、実効性のあるプラン、誰一人取り残さない防災の取組を進めていきたい。

【居宅介護支援事業所 ニコニコ介護支援ルーム 管理者 和田葉子 氏】

居宅介護支援事業所 ニコニコ介護支援ルームは、令和3年度に福知山市災害時ケアプランモデル事業に参加した。ケアプランを検討する中で、介護サービスとリンクさせることが重要だと気付いた。

個別避難計画の作成には、要支援者の最新の情報を把握する必要がある。一人ひとりに向き合い、「安心安全に避難できる」「避難してよかった」そして「家に帰って、もとの生活ができる」を実現できるように支援したい。

【福知山市自主防災ネットワーク 代表 仁張 衛 氏】

福知山市大江町蓼原地区は、水害時には市内中心部からの道が通行止めになり、孤立する集落である。そのため自治会では、自分たちで守らなくてはならないということを基本に自主防災の活動を行っている。災害時に一番大事なことは、地域で顔の見える関係を作り、地域の方々がどのような状態かということを知っておくことである。

また、自分たちの地域だけでなく、各自治体の災害対策の事例共有や研修を行う「福知山自主防災ネットワーク」を立ち上げ、災害時に1人の犠牲者も出さないような活動を市民全体で行っている。

【福知山公立大学地域防災研究センター センター長 水口 学 氏】

「地域防災研究センター」は、令和3年4月に開設された福知山公立大学の附属機関である。大学が有する「地域経営学」「情報学」の専門的知見の活用、研究成果の社会実装や地域防災のあり方への提言など、自治体の防災・危機管理の取組に寄与する地域貢献を目指している。

令和6年4月には、大学院（地域情報学研究科）を開設する。防災意識の向上や、早めの避難行動に結びつけていくための研究を行っていきたい。

◇地域における防災・減災についての意見

○若い世代の防災意識の向上や担い手育成のための取組について

- ・学齢期の子どもの場合、災害時に子どもだけが在宅になる家庭もあるので、地域で情報を共有し安否確認等を行うこととしている。また、学校での防災教育も積極的に行われている。
- ・防災リテラシー教育は「避難のあり方検討」のテーマの一つとなっており、子どもたち自らが自分を守れるように災害に強くなってほしいし、社会に貢献できるような心を育てるとともに、保護者も巻き込み相乗効果がうまれるような取組を進めていきたい。
- ・避難所での支え合い等のためには、認知症サポーター養成講座など、平常時からの取組が必要ではないか。行政として、地域に大学があるという強みを生かしていけたらと思っている。

○居宅介護支援事業所等と地域との関係づくりについて

- ・地域の様々な行事等に事業所から出向いて、要介護者以外の方々を含め関わりを深めていくことも大事だと考えており、今後も取組を継続していく。
- ・介護支援事業の関係者と地域で要配慮者の避難支援対策から始めていくことで、それぞれに見えなかったところの情報交換ができるようになった。
- ・ケアマネジャーの側も地域に出たいと考えていて、地域の側もつながりたいと思っている。大江地区のようにすでに自助、共助に取り組んでいる地域をモデルに取組を進めているが、この取組を広げ、お互いに知っていくことが大事だと思っている。

○地域の中でのLINEを活用した情報共有について

- ・現在は町内6地区の自治会長と市危機管理室を含めたLINEグループも作っており、写真の共有機能などを活用して情報を共有している。

○要配慮者の現状把握等について

- ・現在システムの導入を検討している。今後はケアマネジャーの協力を得て、要配慮者の心身の状況をリアルタイムに更新したり、発災時に一斉に連絡することができるようにしていきたい。

○個別避難計画の対象とならない者への対応について

- ・要支援1・2の人や妊婦など、地域でしかわからない状況もある。自治会の共助の力を生かすため、情報交換の場を多く作るようにしていきたい。また、指定避難所だけではなく、地域の「セカンドベスト」を作っていくことが必要だと考える。

○自治会の加入率向上のための取組について

- ・まず自分たちの住んでいる地域を知ってもらうこと、また助ける側にも家族がいるということを伝え、協力してもらえるようにしている。

○防災士の養成について

- ・福知山公立大学でも防災士の養成に取り組んでいる。地域に根差した大学として、平常時には防災教育に携わり、災害時にはボランティアとして活躍してほしいと考えている。災害の多い地域でもあり、学生が様々な経験ができるよう考えていきたい。

○避難を希望しない住民への対応について

- ・穏やかに説得する、話し合いしかないと思っている。以前雪害があったときにも、1時間かけて説得したことがある。

◇まとめ

防災・減災の取組を進めていく上で、顔の見える関係づくりの大切さを改めて実感した。昨年11月に実施した管内調査では、令和5年台風第7号で同じように被災した綾部市でも自治会が中心となって防災活動に取り組んでおられる事例をお聞きした。今後は、自治会、自主防災会の活動をはじめとした地域での関係づくりの取組を京都府内全域で増やしていかなくてはならない。今回の出前議会で伺ったことを、今後の京都府議会での議論にしっかりと生かしていきたい。



◇施設視察

出前議会開催前に、福知山市防災センター及び京都府中・北部地域消防指令センターの視察を実施した。

○出席者

- ・危機管理・健康福祉常任委員会委員、地元議員

○概要

- ①防災センター職員の案内により、センター内を見学
(水圧体験車、消火体験等)
- ②福知山市消防本部通信指令課吉良課長の案内により、京都府中・北部地域消防指令センターを視察

○主な質疑

- ・通信指令室に勤務する職員の所属について
- ・福知山市内に設置されているライブカメラの状況について



施設視察（※指令センター内は撮影不可）

5 付託議案及び審査依頼議案審査結果

「◎」は全会一致、「○」は賛成多数、「×」は否決、「会派名=少」は少数意見留保、「*」は修正案提出

(委員会)

	議案番号	件名	審査結果	備考
6月定例会	7	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件	◎	
	11	損害賠償の額を定める件	◎	
2月定例会	17	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	◎	
	18	社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例制定の件	◎	
	31	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例一部改正の件	◎	
	32	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例一部改正の件	◎	
	33	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例一部改正の件	◎	
	38	介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例廃止等の件	◎	
	42	指定管理者指定の件(舞鶴こども療育センター)	◎	
	45	京都府歯と口の健康づくり基本計画を定める件	◎	
	65	京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例一部改正の件	◎	
66	社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例等一部改正の件	◎		

(分科会)

	議案番号	件名	詳細審査結果
6月定例会	1	令和5年度京都府一般会計補正予算(第2号)中、所管事項	適当
9月定例会	1	令和5年度京都府一般会計補正予算(第3号)中、所管事項	適当
	2	令和5年度京都府一般会計補正予算(第4号)中、所管事項	適当
12月定例会	1	令和5年度京都府一般会計補正予算(第5号)中、所管事項	適当
	24	令和5年度京都府一般会計補正予算(第7号)中、所管事項	適当
2月定例会	49	令和5年度京都府一般会計補正予算(第9号)中、所管事項	適当
	51	令和5年度京都府母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	適当
	58	令和5年度京都府国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	適当
	61	令和5年度京都府病院事業会計補正予算(第2号)	適当

6 付託請願審査結果

定例会	受理番号	受理年月日	件名	審査結果
9月定例会	83	令和5年9月20日	18～39歳の若年がん患者への在宅療養支援助成事業に関する請願	不採択
	84	〃	患者・利用者のいのち・暮らし支えるケア労働者の賃金改善と人員増のため、診療報酬・介護報酬・障害報酬の引き上げを求める意見書提出に関する請願	不採択
	85	〃	「健康保険証の廃止」撤回を求める意見書提出に関する請願	不採択
12月定例会	87～88	令和5年12月8日	物価高騰に見合う年金支給を国に要請すること等を求めることに関する請願（ほか1件）	不採択
2月定例会	89	令和6年3月1日	国民健康保険料・税に関する請願	不採択

7 管内外調査

① 管外調査

(令和5年11月13日(月)～15日(水))

1 障害福祉サービス事業所就労継続支援B型P I C F A (佐賀県三養基郡基山町)

【調査事項】

P I C F Aにおける創作活動を通じた就労支援について

【調査目的】

京都府における障害者就労支援の参考とするため、P I C F Aが取り組むひとりひとりの個性を活かした「その人らしさの支援」と創作活動を通じた就労支援の取組について調査する。

【説明者】

医療法人清明会 障害福祉サービス事業所P I C F A

【調査内容】

P I C F A (ピクファ)は、平成29年7月に医療法人清明会きやま鹿毛医院内に開所された就労継続支援B型の障害福祉サービス事業所であり、現在は、知的障害、ダウン症、自閉症、精神障害等の特性をもった利用者(以下、「メンバー」という。)20名が活動している。施設名称の「P I C F A」は、「P I C T U R E (絵画)」と「W E L F A R E (福祉)」を合わせた造語で創作活動と福祉の両方を追い求めることを意味し、全ての創作活動(アート)を「お仕事」として位置付けて活動している。「お仕事」の内容は絵画の制作・販売、デザイン、イラスト提供、壁画、即興で絵を描くライブペイント、各種ワークショップの提案・実施、オリジナル商品の販売、企業や行政とのタイアップなど多岐にわたり、積極的に活動している。テレビや新聞の取材なども、P I C F Aのブランディングのためではなく、メンバーの「人生」が広がっていくことを目的としていることから、メンバーと施設利用契約を交わす際には、メディア出演や写真撮影の許諾をとっており、宣材やSNSに掲載する写真の撮影は、プロのカメラマンに依頼している。

施設長が平成15年に「アートを仕事にする」とうたって活動を始めた時から依頼を断ったことはなく、依頼を受ける際には「依頼主とP I C F Aで何ができるか」という「価値観の交換」を大切にしており、両者で1年間対話をして実現した企画もある。依頼主との対話で金額を決定し、その収入は、デザインの場合はメンバー全員で均等に分け、原画の場合には経歴等に関係なく、サイズごとに決められた販売額が作者であるメンバーの収入となるため、メンバーの工賃(給与)は一律ではない。

P I C F Aでは、創作活動がメンバーの「人生」の広がりにつながるように活動の幅を広げている。地域に根付くだけでなく、他県での活動やメディア出演を通してP I C F Aの取組を伝えることで、福祉全体が押し上がり、「人生」の選択肢が増えることを目指しているとのことだった。

【主な質問事項】

- ・企業や自治体等と「価値観を合わせる」ことについて
- ・医療法人内での施設開設について
- ・活動の広がりについて
- ・メンバーの工賃について など



調査事項を聴取



施設内を視察

2 熊本県議会・熊本赤十字病院〔於：熊本赤十字病院〕（熊本県熊本市）

【調査事項】

救命救急医療について

【調査目的】

京都府における救命救急医療搬送体制整備の参考とするため、「熊本型」のヘリ救急搬送体制をはじめとした熊本県における救命救急医療の取組について調査する。

【説明者】

熊本県医療政策課
熊本赤十字病院救命救急センター

【調査内容】

熊本県では、ドクターヘリ導入以前は防災消防ヘリが救急患者の搬送を担っていたが、救急搬送件数の増加、ヘリの点検による空白期間、ドクター搭乗のための時間的ロス等の課題に対応するため、平成24年1月にドクターヘリを導入し、主にドクターヘリが救急現場運航及び転送を、防災消防ヘリ「ひばり」が病院間搬送及び救助を担い、それぞれが対応困難な場合には相互補完を行う「熊本型」ヘリ救急搬送体制が整備された。導入時の経費は、基地病院でのドクターヘリ格納庫建設88,962,000円、3次救急病院の医療機器の整備に係る費用53,076,000円、県内13消防本部（局）の搬送器具の整備7,332,000円等である。

ドクターヘリの運航は、熊本赤十字病院を実施主体とし、国と県が2分の1ずつ経費を助成しており、防災消防ヘリは、国立熊本医療センターを実施主体とし、ヘリ救急医療搬送体制に係る受入困難者の最終的な受入先となる空床確保に要する経費を助成している。

ドクターヘリの運航範囲は原則として熊本県全域で、出動要請から約5分で基地病院を離陸、約30分以内に熊本県全域に到着可能である。要請窓口である熊本県防災消防航空センターに入った出動要請を、要請ホットラインを介して熊本赤十字病院、熊本医療センター、ヘリ救急搬送体制協力病院である済生会熊本病院、熊本大学病院が共有することで迅速な対応が可能となっている。要請ホットラインの運用に係る経費については、国が6分の1、県が6分の2を助成している。

令和4年度のドクターヘリ・防災消防ヘリの要請件数は849件で、その内訳はドクターヘリの出動が626件（74%）、防災消防ヘリの出動が154件（18%）、未出動は69件（8%）であった。また、ドクターヘリが出動した626件のうち、現場出動が475件（76%）、病院間輸送が98件（16%）、出動後のキャンセルが53件（8%）となっている。ドクターヘリ事業は公的事業であることから、搬送する救急病院は圏域ごとに決められており、現場救急・病院間搬送のうち、基地病院へのヘリ搬送は34%のみで、その他は34%が他院へのヘリ搬送、15%は他院への救急車での搬送となっている。

令和5年10月時点でのドクターヘリのフライトスタッフは、フライトドクター11名、フライトナース8名となっている。加えて、ドクターヘリ業務に伴う事務作業に係る専属事務スタッフ8名が救命救急センターに配置されている。365日フライトスタッフを確保する必要があるほか、近隣への騒音のほか、ヘリの運航ができない夜間や天候不良時の要請対応など、事業を実施する上での課題もあるとのことだった。

【主な質問事項】

- ・「熊本型」ヘリ救急搬送体制導入後の防災ヘリ、ドクターヘリの出動状況について
- ・ヘリメンテナンス中の救急対応について
- ・オーバートリアージ（結果的に出動の必要がない救急要請）について
- ・広域連携について など



調査事項を聴取



ヘリポートを視察

3 熊本県防災センター（熊本県熊本市）

【調査事項】

熊本県における防災・減災対策について

【調査目的】

京都府における防災・減災対策の参考とするため、過去の災害や教訓を踏まえた熊本県における防災・減災の取組について調査する。

【説明者】

熊本県知事公室危機管理防災課

【調査内容】

熊本県防災センターは、熊本地震で被災した熊本県総合庁舎・熊本土木事務所（県央広域本部）との合築により整備され、令和5年5月に使用が開始された。延べ床面積は、県央広域本部が7,333㎡、防災センターが2,637㎡の計9,970㎡で、大規模災害時には、新設された会議室が政府現地対策本部や自衛隊、緊急消防援助隊、警察等、応援機関の活動室となるため、延べ6,648㎡が防災センターとして使用される。

地下1階、地上7階建て、基礎免震構造に加え、繰り返しの揺れに強い特徴を持つプレキャスト鉄筋コンクリート構造となっており、熊本県内における災害対応の指令拠点となるほか、南海トラフ地震時には、九州を支える広域防災拠点としての役割を担うことを想定して災害対応拠点機能が強化された。

熊本地震の経験を踏まえ、低層階に災害対策本部やオペレーションルーム等の災害対策の主要な指令機能を配置し、オペレーションルームは、活動部隊に加え、ライフライン事業者を配置できるよう62席から130席に拡充した。また、大規模災害発生時の受援を想定して、執務室や対応スペース等を確保したほか、通信機能を強化した。さらに、ライフラインの遮断に備え、最低72時間は災害対応を継続可能な非常用発電設備、鋼板製受水槽、緊急排水貯留槽等を高層階に整備したほか、設備のエネルギー源を多重化し安定供給を図っている。また、屋上には夜間の離発着が可能なヘリポートが整備されている。

また、熊本地震以前から導入されていた「減災オペレーション」という概念が、新防災センターに継承されている。オペレーションルームには被害状況を表す状況図、各部隊の装備、動きを表す行動図に加え、経過図、ハザード図、気象台状況の5要素が示された指揮台のほか、指揮者がビジュアル（紙・パソコン）で状況判断できる支援システムを完備するため、新たに情報分析台・活動調整台・航空統制台を併設した。状況判断の場であるオペレーションルームが機能を発揮するためには、情報共有の容易さや初心者でも対応できる体制が必要であり、熊本県では、個々の職員だけでなく、組織そのものの危機管理対応経験不足を補うため、徹底した訓練を年間約15回実施しているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・減災オペレーションの必要性について
- ・防災訓練の実施方法・内容について
- ・職員の研修・育成について
- ・市町との防災訓練について など



オペレーションルームにて調査事項を聴取



防災センター内を視察

4 国土交通省九州地方整備局（福岡県福岡市）

【調査事項】

D Xを活用した防災・減災対策について

【調査目的】

京都府における防災・減災対策でのD X活用の参考とするため、九州地方整備局インフラD X推進室のD Xを活用した防災分野での取組について調査する。

【説明者】

国土交通省九州地方整備局インフラD X推進室

【調査内容】

国土交通省九州地方整備局インフラD X推進室では、単なる「デジタルの導入」ではなく、建設業界における「デジタルを活用した働き方の改革」に取り組んでいる。働く人の負担軽減、安全確保、人材の確保・育成、若い世代へのPR等多くの改革すべき点がある中で、負担の大きさ・危険性と関係者数・作業量の二側面から検討し、最も優先度が高い災害対応分野のD Xに着手することとなった。

大規模災害時には、国土交通省職員で構成される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が被災した自治体等を支援するが、従来の手法では危険で衛生的でない災害現場での対応が必要で職員への負担が大きく、また、災害査定時には、現場の撮影自体が危険かつ困難で、時間を要する場合が多かった。そこで九州地方整備局は、一般的なスペックのドローンで撮影したVR映像（360°写真）等を使用した災害調査用スカイバーチャルツアー「天空のストリートビュー」を開発した。「天空のストリートビュー」は、入手しやすい市販のバーチャルソフトを活用し、簡単に短時間で作成することができ、インターネットを介して、誰でも、どこからでもアクセスすることができる上、クラウドを用いることで、データ量の大きい点群データ（3Dモデル）をストレスなく使用できる。操作もアイコンをクリックするだけで、直観的でわかりやすいものとなっており、様々なデータの一元的な管理・使用や報告のデジタル化を実現した。

実証実験やD X災害査定を実施した自治体や国土交通省関係者との意見交換では、D X手法により安全性、効率の向上が確認されるなど、これまでの課題を解消するための有効な手段であるとの意見が聞かれた。今後は、さらなるデジタル技術の導入や3Dにこだわらない実施設計、施工への対象範囲拡大、九州各県への普及のほか、全国への情報発信など、取組をさらに進めていくとのことであった。

【主な質問事項】

- ・使用する機器のスペックについて
- ・企業との連携について
- ・市町への普及方法について
- ・開発した技術の活用方法について など



調査事項を聴取



インフラD Xラボ内で体験

危機管理・健康福祉常任委員会 管内外調査日程

令和5年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
11 月 21 日 (火)	議会棟 9:55 集合、10:00 出発			
	議会棟	10:00		【借上バス】
	(昼食)	(12:00~13:00)		(福知山市内)
	京都府福知山児童相談所 (福知山市)	14:23	13:13	◆福知山児童相談所の状況について ・概要説明 ・施設視察
	綾部市役所・物部地区自治会連合会 〔於：物部営農指導センター〕 (綾部市)	17:15	14:56	◆台風7号の被災状況等について ◆綾部市における原子力防災の取組について ◆自治会の自主防災活動・避難行動タイムラインについて
宿舎		18:00	(舞鶴市内)	
夕食	(18:30~)		(舞鶴市内)	
11 月 22 日 (水)	宿舎	9:56		【借上バス】
	舞鶴市議会 (舞鶴市)	11:40	10:33	◆台風7号の被災状況等について ◆舞鶴市における原子力防災の取組について
	(昼食)	(11:50~12:50)		(舞鶴市内)
	関西電力高浜発電所 (福井県高浜市)	15:38	13:18	◆高浜発電所における安全性向上の取組について ・概要説明 ・施設視察
	議会棟		18:20	【解散】

② 管内外調査

(令和5年11月21日(火)～22日(水))

1 京都府福知山児童相談所(福知山市)

【調査事項】

福知山児童相談所の状況について

【調査目的】

児童虐待対応をはじめとする児童・家庭福祉に関する中核的な役割を果たす府内の児童相談所について調査するとともに、福知山児童相談所管内の状況や同児童相談所の設備等について調査する。

【説明】

京都府家庭支援課
福知山児童相談所

【調査内容】

京都府内児童相談所(家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所)における令和4年度の児童の虐待相談受理件数は、2,721件で前年度より145件増加し、過去最高となった。通告経路については、従前と同様に、警察からの通告が過半数以上を占めているが、次いで近隣・知人からの通告が増加していることから、府民の児童虐待への関心が高まっていることがうかがえる。主たる虐待者は9割以上が実親であり、虐待種別では、心理的虐待、次いで身体的虐待の割合が高い一方、ネグレクト通告が前年度比で128.4%と増加している。そうした中、京都府では令和4年に「京都府子どもを虐待から守る条例」を制定し、社会全体で子どもを虐待から守る取組を推進する中で、虐待の未然防止や再発防止の取組の強化、心のケアなどの支援を徹底しており、中でも、性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)との密接な連携など、性的虐待への対応の強化を条例に明記したのは全国初のことである。

福知山児童相談所管内5市2町の広さは2,086.84㎏と府全域(京都市を除く)の55%を占め、府内で最も広い圏域を所管している。令和3年度の通告経路を見ると、府全体と同様に警察からの通告が47.3%と最も多いものの、13.3%が市町村から、8.0%が家族からの通告となっており、それらは、府全体における率よりも高い状況にある。

一時保護所は令和2年7月に全面改修され、定員11名、居室は5室で間仕切りを活用することで個室対応が可能となったほか、男女のエリア分けも行っている。デッキテラスなどを活用し、広さや明るさに配慮しつつ、外部からの侵入対策も講じており、安全面にも考慮しているとのことだった。

【主な質問事項】

- ・福知山児童相談所管内の虐待通告の内訳(種別・年齢)について
- ・年間の相談件数の推移について
- ・職員体制について
- ・児童相談所が市街地にあることのメリット・デメリットについて など



調査事項を聴取



プレイルームを視察

2 綾部市役所・物部地区自治会連合会〔於：物部営農指導センター〕（綾部市）

【調査事項】

- (1) 台風第7号の被災状況等について
- (2) 綾部市における原子力防災の取組について
- (3) 自治会の自主防災活動・水害等避難行動タイムラインについて

【調査目的】

綾部市における令和5年台風第7号による被災状況とその対応及び原子力防災の取組について調査する。また、台風第7号の際、自主的な避難により人的被害を免れた自治会を中心とした自主防災活動の取組について調査する。

【説明】

綾部市 市長公室
 綾部市 防災・危機管理課
 物部地区自治会連合会

【調査内容】

- (1) 台風第7号の被災状況等について

綾部市では、令和5年8月の台風第7号への対応として、当初、京都地方気象台の説明や京都府の連絡会議での協議状況を受けて、警報発表が予測される15日早朝の避難所開設を予定するとともに、14日の夕方に市民への注意喚起を実施した。しかし、実際には、同日午後10時57分の大雨（土砂災害）・洪水警報発表を受け、市災害警戒本部を設

置した。さらに、午後 11 時 20 分には土砂災害警戒情報が発表された後、犀川の水位が上昇し、15 日午前 0 時に氾濫危険水位を超え、午前 1 時 10 分に西部地区自主避難所の開設を呼びかけた。午前 2 時には災害警戒本部から災害対策本部に切り替え、豊里、物部、志賀郷の 3 地区 2,836 世帯、5,889 人に避難指示を発令し、公民館避難所を開設した。その後、避難所 5 か所を追加開設し、9 地区 12,595 世帯、25,637 人に避難指示を発令し、計 21 か所の避難所を開設した。

犀川の溢水による人的被害はなかったものの、被害の大部分が物部・志賀郷地区で発生した。土砂災害及び浸水害による救助活動が 2 件、住家被害は一部損壊 3 棟、床上浸水 32 棟、床下浸水 100 棟、非住家被害は全壊 5 棟、一部損壊 7 棟、床上浸水 5 棟、床下浸水 95 棟、その他、道路・河川あわせて 189 か所、農業関係施設等 424 か所、林業施設関係 50 か所への甚大な被害があった。

同市では、綾部建設業協会に支援要請し、応急復旧を行ったほか、個人、企業、団体等からの見舞金や支援物資の提供、市内外からの延べ 1,460 人のボランティアによる支援活動が行われた。今回の災害を受け、国の災害復旧制度や京都府地域交響プロジェクトを最大限活用し、早期復旧に努めているほか、頻発する記録的な豪雨を踏まえた抜本的な対策を講じる予定であるとのことであった。

(2) 原子力防災について

平成 24 年 10 月に原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針で、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の目安が原子力発電所から概ね 30 km とされた。これにより綾部市は、市域の 2/3 が高浜発電所、1/3 が大飯発電所の UPZ に含まれることとなったことから、原子力災害対策指針を基に、原子力災害に係る住民等の避難について必要な事項を定めた住民避難計画を平成 25 年 3 月に策定し、発電所の状況や放射性物質の拡散状況に応じて、屋内退避や住民避難を実施することとしている。住民避難については、災害状況に応じて「市内避難」「府内避難」「広域避難」の 3 パターンの避難先を計画しており、「広域避難」では兵庫県西播磨地区への避難を想定している。また、京都府や関西広域連合との調整の下、検討会議を開催し、避難方法の在り方、施設の状況などについての意見交換を行うほか、市独自で毎年、避難先の防災担当部局との顔合わせや Zoom での協議を行うなど、平時から顔の見える関係を築いている。

毎年、京都府原子力総合防災訓練に参画し、発災からの情報伝達訓練、自治会単位での屋内退避訓練、住民を対象としたバス避難訓練や安定ヨウ素剤の配布・服用訓練のほか、放射線防護設備を整備している公民館・福祉施設の稼働訓練など、緊張感をもって各訓練に臨むとともに、その検証を積み重ね、実効性を確認している。

さらに、原子力発電所の安全対策等について、京都府と UPZ 各市町で地域協議会等を通じ、一体となって国と関西電力に対し、原子力発電所の再稼働に係る国及び地方自治体の権限や責任、同意を求める地方自治体の範囲、住民避難計画の承認など具体的な手続を定めた法的枠組みや安全対策と住民避難計画の実効性をセットでチェックする制度・機能の構築、住民避難計画の実効性確保のための支援、国における更なる安全確保のための不断の取組を提案、要望しているとのことだった。

(3) 自治会の自主防災活動・水害等避難行動タイムラインについて

綾部市では、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災を契機に自主防災組織設立の機運が高まったことから、「自分のまちは自分たちで守る」という意識の向上を図ることを目

的として、平成 20 年 2 月に自治会 193 団体、社会福祉法人 1 団体による自主防災組織等ネットワーク会議を設立した。本会議では、12 地区の自治会連合会会長を幹事とし、市からの団体事業補助金と会費を財源に各自主防災組織間の連携や協力体制の構築、合同研修会や訓練などを行っている。また、自助、共助、公助の基本理念に基づき、すべての人が安全に暮らすことができる災害に強いまちづくりを推進するため平成 26 年 4 月に「防災基本条例」を制定したほか、地域の防災力の向上のため、自主防災組織に対して結成時や事業資機材の整備などの費用を補助し、自主防災組織の活動を支援している。しかしながら、自主防災組織においては、担い手不足、地域ごとの防災活動の格差、ノウハウの不足などの課題を抱えているが、今年度は京都府の防災士養成事業を活用し、府内最年少の防災士が誕生するなど明るい兆しもある。

また、平成 30 年 7 月の豪雨災害を教訓とし、各地域で災害時に発生する状況をあらかじめ認識・共有した上で「いつ」「どこへ」「どのように」避難するのかを話し合い、「水害等避難行動タイムライン」の作成・周知活動を行っている。未作成の自治会に対しては、自治会長会や防災講座等で作成を依頼し、市職員、京都府職員らが作成支援を行い、コロナ禍でも役員との対話を通じて活動を進め、現在では 41 自治会が作成している。

今回の台風第 7 号では、8 月 14 日深夜に自主防災会等が犀川の増水状況により自主的に公民館等を開放し、タイムラインに従い、避難の呼びかけ、自宅待機、垂直避難の呼びかけを行った結果、人的被害を未然に防ぐことができた。避難行動の判断を下すためには、普段の防災訓練やタイムラインの習熟（アップデート）、住民同士の信頼関係等が大切であり、今後も自主防災活動を継続していくとのことだった。

【主な質問事項】

- ・「地域ならではの」防災マップについて
- ・タイムラインの活用、更新について
- ・地域内の要配慮者の把握、避難について
- ・原子力防災における避難用バスの充足状況について など



調査事項（綾部市の取組）を聴取



調査事項（自治会連合会の取組）を聴取

3 舞鶴市議会（舞鶴市）

【調査事項】

- （１）台風第7号の被災状況等について
- （２）舞鶴市における原子力防災の取組について

【調査目的】

令和5年台風第7号による舞鶴市の被災状況とその対応及び舞鶴市における原子力防災の取組について調査する。

【説明】

舞鶴市市長公室 危機管理防災課

【調査内容】

- （１）台風第7号の被災状況等について

令和5年8月の台風第7号の被害の特徴は、由良川本流ではなく、支流の中小の河川が氾濫したことにある。人的被害はなかったものの、200 mm近い降雨量があったと推測される宇谷川と久田美川の流域では、流木や流出した土砂被害が地区の広範囲に及び、府道の通行止めや浸水被害、流木による橋梁破損等が発生し、一部地域では孤立状態となり、消防隊と消防団による救助が行われた。また、高野川流域では内水氾濫が発生し、伊佐津川上流では橋の損壊、下流域では市道の路肩欠損などの被害があった。住家では半壊4棟、一部損壊4棟、床上浸水27棟、床下浸水75棟、非住家では浸水151件、一部損壊4件、農地や農用施設、林道などの農林被害については計74か所の被害となった。また、道路53か所、河川57か所で路肩欠損等の被害があり、10路線が通行止めとなったが、現在7路線は規制解除となっている。宇谷川支流の小原川上流では、昨年度に設置した砂防堰堤が奏功し、大きな被害にはならなかったが、現在も道路が封鎖となっており、今後の対策については京都府、舞鶴市で調査、検討を行っているとのことであった。

ライフラインへの影響は、340世帯で断水、258件で停電が発生したが長期間に及ぶことなく復旧した。被災ごみの収集、汚泥の処理、消毒などの支援は、5日間で52件、358名の災害ボランティアの協力があった。市単費の治山事業や府の災害復旧事業等を活用し、被害にあった市民が一日も早く日常を取り戻せるよう復旧に取り組んでいるとのことであった。

- （２）原子力防災について

舞鶴市は、全国で唯一、立地県以外で原子力発電所から5 km圏内の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を有し、市全域が5～30 kmの緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に含まれることから、平成25年3月に住民避難計画を策定し、平成28年には全面改正を行った。

避難が必要になった場合には、自治会ごとに定めた小・中学校、体育館等市内32か所の避難時集結場所で避難者の把握をした後、渋滞緩和等のためバスで避難中継所までは移動し、避難退域時検査等を経て各避難所に向かう。避難先は放射性物質の拡散方向に応じて、南方向、西方向に設定しており、自治会ごとにマッチングを行っている。また、

平成 28 年の住民避難計画改正時には、小学校区ごとに概要版を作成し、各戸に配布するとともに、住民避難計画説明会を実施したほか、随時、市職員を講師とした自治会への出前講座等の実施や市ホームページへの掲出などにより周知・啓発に努めている。

また、関係職員の緊急時対応能力や住民の原子力防災知識の向上を目的に、毎年訓練地域を移して、京都府、関係市町、原子力防災関係機関、地域住民が参加する京都府原子力総合防災訓練を実施し、避難計画の実効性をより高めている。今年度は、P A Z では住民避難訓練、U P Z では避難行動要支援者避難訓練、放射線防護対策設備稼働訓練、避難退域時検査、除染訓練を実施する。

原子力発電所の安全対策については、京都府及びU P Z 各市町で構成された地域協議会等の場で、国と関西電力に対して責任を持って安全対策に万全を期すよう求めてきた。さらに国に対しては、舞鶴市と京都府とが一体となって、原子力発電所の開発、建設に係る法的枠組みの整備や円滑な避難に資するシステムの導入、広域避難路となる高速道路等の整備や、避難所整備に係る財源確保などの取組について要望し、住民避難計画の実効性をさらに高め、住民の安全安心を確保していきたいとのことであった。

【主な質問事項】

- ・原子力防災における避難路の整備について
- ・災害警戒本部設置の判断基準について
- ・ボランティアのマッチングについて など



調査事項を聴取

4 関西電力高浜発電所（福井県大飯郡高浜町）

【調査事項】

高浜発電所における安全性向上の取組について

【調査目的】

高浜発電所における安全性向上の取組について調査する。

【説明】

関西電力高浜発電所

【調査内容】

関西電力の原子力発電所は、福井県三方郡美浜町、大飯郡おおい町と高浜町にあり、

現在は美浜発電所3号機、大飯発電所3、4号機、高浜発電所1～4号機が運転している。

高浜発電所では以前から再稼働していた3、4号機に加え、1号機が令和5年8月、2号機が9月に発電を開始し、計4機が運転と検査という通常のサイクルを繰り返しており、管外調査時点では1、2、4号機が運転中、3号機が定期検査中であった。

関西電力では、原子炉の中で発生した高温高压の熱水を蒸気発生器へ送り、2次系に流れている水を蒸気に変えてタービンに送ることで発電する加圧水型原子炉（PWR）を採用している。東京電力や中部電力等で採用されている沸騰水型原子炉（BWR）に比べ、原子炉建屋の容積が約10倍あり、水素が発生した際には燃焼や触媒による合成により水素を削減する設備を備えている。

福島第一原子力発電所の事故においては、地震により外部電源喪失後、正常に停止したものの、津波によってポンプ、地下の電源設備等が停止し、地震発生時には維持できていた機能を喪失したことを踏まえ、高浜発電所では地震だけでなく、津波を含めた自然現象や重大事故等に対する安全対策を行っている。新規制基準への対応として、電源は、従来の非常用ディーゼル発電機に加え、重大事故発生時に対応可能な空冷式非常用発電装置、電源が維持されている他の号機から電源を融通する号機間電力融通機能や電源車などを追加した。また、冷却機能を担う給水手段については、従来のポンプが使用できない場合に備えた恒設代替低圧注水ポンプ・可搬式代替低圧注水ポンプ・送水車のほか、海水ポンプが使用できない場合に備えた大容量ポンプ、蒸気発生器を直接冷却する中圧ポンプなどのバックアップ機器を新たに追加した。さらに、自主的な安全性向上対策として、1、2号機の中央制御盤のデジタル化、待機所としての免震事務棟、テロや航空機の衝突等の特定重大事故に対処するための施設を設置した。今後も新規制基準に適合させることに加えて、さらに自主的な取組を進めていくとのことだった。

【主な質問事項】

- ・デジタルによる操作の信頼性について
- ・自然災害対策以外の設備の事故や課題について
- ・第3、4号機の蒸気発生器で指摘されている問題について など



調査事項を聴取

危機管理・健康福祉常任委員会 管内外調査日程

令和5年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
11 月 21 日 (火)	議会棟 9:55 集合、10:00 出発			
	議会棟	10:00		【借上バス】
	(昼食)	(12:00~13:00)		(福知山市内)
	京都府福知山児童相談所 (福知山市)	14:23	13:13	◆福知山児童相談所の状況について ・概要説明 ・施設視察
	綾部市役所・物部地区自治会連合会 〔於：物部営農指導センター〕 (綾部市)	17:15	14:56	◆台風7号の被災状況等について ◆綾部市における原子力防災の取組について ◆自治会の自主防災活動・水害等避難行動タイムラインについて
宿舎		18:00	(舞鶴市内)	
夕食	(18:30~)		(舞鶴市内)	
11 月 22 日 (水)	宿舎	9:56		【借上バス】
	舞鶴市議会 (舞鶴市)	11:40	10:33	◆台風7号の被災状況等について ◆舞鶴市における原子力防災の取組について
	(昼食)	(11:50~12:50)		(舞鶴市内)
	関西電力高浜発電所 (福井県高浜市)	15:38	13:18	◆高浜発電所における安全性向上の取組について ・概要説明 ・施設視察
	議会棟		18:20	【解散】

8 委員会活動のまとめ

5月臨時会の委員会（令和6年5月22日開催）において、各委員から、1年間の「委員会活動のまとめ」として、本委員会の所管事項に関する総括的な所感や、意見・要望等の発言があった。

以下、その内容を発言順に記載した。

事 務 概 要

(令和6年度)

危 機 管 理 監
危 機 管 理 部

目 次

I	危機管理監・危機管理部の組織	1
	組 織 図	1
	事 務 分 掌	2
II	令和6年度危機管理部予算状況	3
	総 括 表	3
	主 要 事 項 等	4
III	危機管理部主要計画等	5
IV	危機管理部関係施設	7

危機管理監・危機管理部の組織

(令和6年6月1日)

危機管理監 (4)危機管理監、副危機管理監含む

危機管理監付 (2)

本庁	41人
地域機関	7人
計	48人
非常時専任職員	302人

危機管理部 (44)危機管理部長(危機管理監兼務)、危機管理部副部長(副危機管理監兼務)除く

危機管理総務課 (8)防災監含む

企画調整係

災害対策課 (15)

計画・救助係

情報・対策係

原子力防災課 (6)危機管理部副部長含む

原子力防災係

消防保安課 (8)参事(京都市派遣)含む

安全・救急係

府立消防学校 (7)

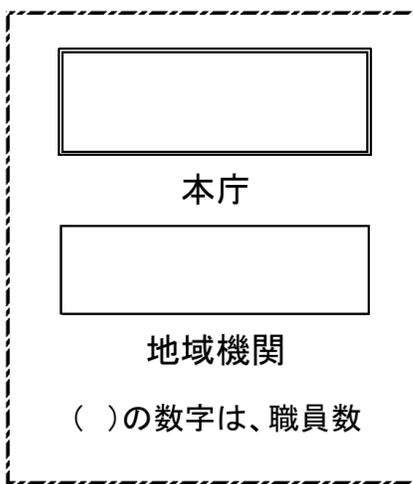
非常時専任職員

災害対策本部等要員 (11)
(第1号専任職員)

災害対策本部等初動要員(68)
(第2号専任職員(本庁))

災害対策支部等初動要員(126)
(第2号専任職員(支部))

災害対策支部等要員(97)
(第3号専任職員)



【事務分掌】

○危機管理監

(危機管理監付)

- 1 危機管理に関すること。

○危機管理部

(危機管理総務課)

- 1 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 2 部内の人事及び組織に関すること。
- 3 部に属する予算の経理に関すること。
- 4 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- 5 部内他課の主管に属さないこと。

(災害対策課)

- 1 防災計画及び災害対応の総括に関すること。
- 2 災害救助に関すること。
- 3 防災情報システム等に関すること。
- 4 国民保護その他危機管理対応に関すること。

(原子力防災課)

- 1 原子力の安全対策に関すること。

(消防保安課)

- 1 救急業務等の消防体制の支援に関すること。
- 2 地域防災力の向上に関すること。
- 3 火薬類、高圧ガス、電気工事等の保安に関すること。
- 4 消防学校に関すること。

Ⅱ 令和6年度 危機管理部予算状況

【総括表】

〈歳 出〉

(単位:千円、%)

款・項	本年度 当初予算額	前年度 当初予算額	対前年度	
			増減額	増減率
総務費	2,531,083	1,555,585	975,498	+62.7
防災費	2,531,083	1,555,585	975,498	+62.7
民生費	31,569	34,213	▲2,644	-7.7
災害救助費	31,569	34,213	▲2,644	-7.7
商工費	35,938	34,666	1,272	+3.7
商工業費	35,938	34,666	1,272	+3.7
土木費	365,344	489,000	▲123,656	-25.3
道路橋りよう費	365,344	489,000	▲123,656	-25.3
部計(A)	2,963,934	2,113,464	850,470	+40.2
府計(B)	995,031,000	1,030,220,000	▲35,189,000	-3.4
全体比(A/B)	0.3%	0.2%		

〈参考(経済対策分)〉

款・項	令和5年度 2月補正予算額	令和4年度 2月補正予算額	対前年度	
			増減額	増減率
総務費	16,000	691,000	▲675,000	-97.7
防災費	16,000	691,000	▲675,000	-97.7
土木費	-	-	-	-
道路橋りよう費	-	-	-	-
部計(A)	16,000	691,000	▲675,000	-97.7

【主要事項】

(単位:千円)

課 名	事 項	予 算 額	事 業 の 概 要
危機管理総務課 災害対策課 消防保安課	きょうと防災・減災力強化事業費	1,410,900	災害に備えた訓練や仕組みづくり、防災教育等を通じた府民の防災意識向上により、オール京都であらゆる危機事象に強い体制を構築する。
危機管理総務課 消防保安課	わがまちの消防団強化・応援事業費	121,622	ふるさとレスキューなどの消防団の地域活動を支援するとともに、地域の民間企業等と連携した防災訓練や、大学生消防防災サークルの活動を支援するとともに、「消防団応援の店」制度等を推進し、引き続き消防団員の確保に取り組む。
災 害 対 策 課	危機管理センター整備費	107,000	自然災害や大規模事故等のあらゆる危機事象に迅速・的確に対応し、国等の応援受入にも対応できる常設の危機管理センターを整備する。
	大規模地震対応力強化事業費	16,000	本府の被災時における対応力の強化及び府民の生命に直結する備蓄物資の保管や輸送方法の最適化を実施する。
	防災教育強化事業費	5,000	防災に関する知識・技能を高め、災害時に適切な判断や行動ができる児童生徒を育成するとともに、災害時における子育て環境を改善する。
	マルチハザード情報活用促進事業費	6,901	災害時に一人ひとりが自らの安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システムで提供している地域の災害危険情報等を随時更新するとともに、水害等避難行動タイムラインや防災マップ作成等への活用を促進し、地域防災力の向上を図る。
	近畿府県総合防災訓練等実施事業費	60,000	近畿2府7県合同による防災訓練及び緊急消防援助隊近畿ブロック合同防災訓練を実施し、大規模災害の発生時における広域的な防災体制を強化する。
	衛星通信系防災情報システム整備費	1,218,000	市町村、消防等の府内防災関係機関との確実な情報伝達体制を確保するため、老朽化している各拠点の衛星通信系防災情報システムの更新に向けた整備等を実施する。
原子力防災課	【一部2月補正】 原子力防災対策事業費	1,069,536 うち2月補正 16,000	原子力発電施設の周辺地域住民の安全確保のため、避難路の整備や資機材整備など、原子力災害発生時における避難体制の強化を図る。

Ⅲ 危機管理部主要計画等

【主要計画等】

名称	内容	備考
京都府地域防災計画	<p>災害対策基本法に基づき京都府防災会議が策定する、災害の予防対策・応急対策・復興対策を定めた総合的かつ基本的な計画</p> <p>①京都府の区域を管轄する指定地方行政機関、府、市町村、指定公共機関その他防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び京都府の概況と災害の記録</p> <p>②気象等観測、予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練、調査その他災害予防計画</p> <p>③災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防等の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画</p> <p>④公共土木施設、農林水産等施設及び住宅、中小企業等災害復旧計画</p> <p>⑤市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>⑥その他必要な事項</p>	<p>策定： 昭和 38 年度</p> <p>改定： 令和 6 年 5 月</p>
原子力災害対策編	<p>原子力災害に係る防護措置や、災害復旧のために必要な対策について定めた計画</p> <p>①総則 計画の目的、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等</p> <p>②原子力災害事前対策計画 立入検査と報告の徴収、情報の収集・連絡体制等の整備、防災訓練等の実施等</p> <p>③緊急事態応急対策計画 活動体制の確立、避難、一時移転等の防護措置等</p> <p>④原子力災害中長期対策計画 被災者等の生活再建等の支援、被災中小企業・被災農林漁業者等に対する支援等</p>	<p>策定： 昭和 56 年度</p> <p>改定： 令和 6 年 5 月</p>
京都府国民保護計画	<p>国民保護法に基づき、武力攻撃等、緊急時の予防対策・応急対策を定めた計画</p> <p>①府の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項</p> <p>②府が実施する国民保護措置に関する事項</p> <p>③国民保護措置を実施するための訓練及び物資・資材の備蓄に関する事項</p> <p>④市町村国民保護計画・指定地方公共機関国民保護業務計画の基準となる事項</p> <p>⑤国民保護措置を実施するための体制に関する事項</p> <p>⑥他の地方公共団体その他関係機関との連携に関する事項</p>	<p>策定： 平成 17 年度</p> <p>改定： 平成 30 年 6 月</p>

名称	内容	備考
第三次京都府戦略的 地震防災対策指針	<p>地震被害の軽減・抑止を図るため、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が連携・協働して、戦略的に地震防災対策を推進することを目的に指針を策定</p> <p>その後に発生した地震災害で顕在化した課題や、南海トラフ地震・直下型地震が発生する可能性が高まってきたこと等に対応するため、令和2年度に2度目の計画期間中での改定</p> <p>① 基本理念 南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、府民の生命と生活を守る。</p> <p>② 減災目標 府域の概ね全ての住宅について、耐震化を含めた減災化住宅化を進めるとともに、公共施設等の耐震化等に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を概ね4分の1に軽減する。</p> <p>③ 重点的取組 「府民の生命と財産を守る」「災害対応体制を強化する」「地域力を高める」「京都らしさを守る」の4項目を「重点的取組」と位置付け、基本理念の実現を目指す。</p>	<p>計画期間： 令和2～11年度 (10年間)</p> <p>第二次指針 平成27～36年度</p> <p>第一次指針 平成21～30年度</p>
第三次京都府戦略的 地震防災対策推進プ ラン	<p>上記指針で定めた減災目標を達成するため、指針で体系化した、目標達成のための6つの政策目標・17の目標・55の施策項目及び333事業を推進するために策定</p> <p>①地震等に強い京都のまちづくり ・防災拠点施設、学校施設の耐震化 など</p> <p>②地震等に強い京都の人づくり ・家庭、地域、学校での取組 など</p> <p>③地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心 ・住まいの耐震診断、耐震改修 など</p> <p>④行政等の災害対応対策の向上 ・災害対策本部の設置・運営の強化 など</p> <p>⑤京都経済・活力の維持、迅速な復旧・復興の実現 ・京都全体のBCPの推進 など</p> <p>⑥京都らしさを保った復旧・復興の実現 ・観光客等の保護 など</p>	<p>計画期間： 令和2～6年度 (5年間)</p> <p>第二次プラン 平成27～31年度</p> <p>第一次プラン 平成22～26年度</p>

名称	内容	設置根拠	代表者
京都府国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び意見具申を行う。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	会長 西脇知事
京都府防災会議	京都府地域防災計画の作成及び実施、防災に関する重要事項の審議及び意見具申、災害発生時における関係機関相互の連絡調整等を行う。	災害対策基本法	会長 西脇知事

京都府健康福祉行政の概要

(令和6年度版)

京都府健康福祉部

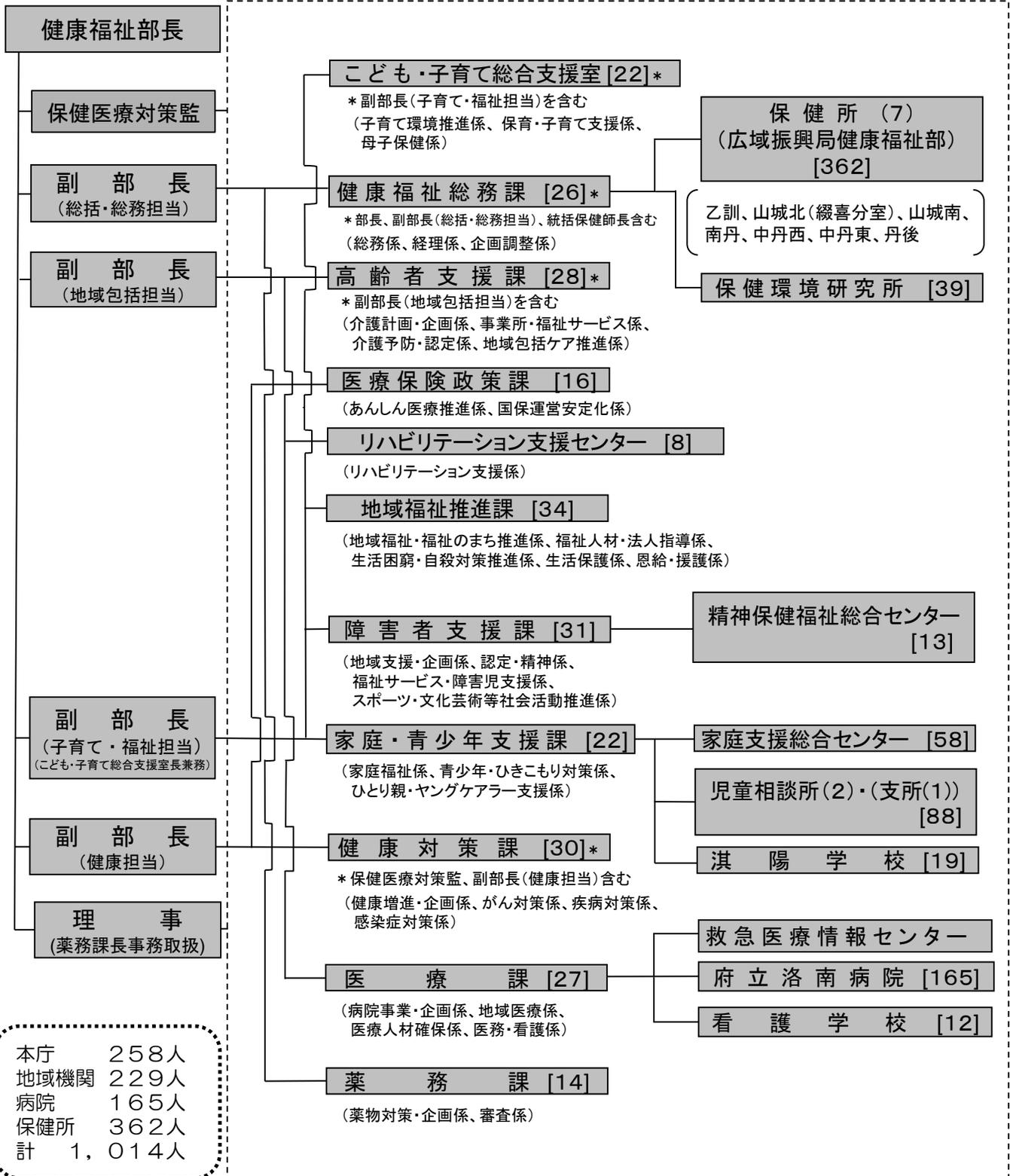
目次

第1 健康福祉部の組織	1
1 健康福祉部の執行体制(令和6年6月1日現在)	1
2 所掌事務	2
3 健康福祉部関係附属機関	12
第2 令和6年度健康福祉部予算	15
1 一般会計予算	15
2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業 特別会計予算	15
3 国民健康保険事業特別会計予算	15
4 病院事業会計予算	15
5 施策の柱	16
6 令和6年度主要事項一覧	17
資料	20
1 健康福祉部関係の法定計画一覧	21
2 健康福祉年表 ダイジェスト	24
3 主要指標の状況	26
4 京都府所管保健所等一覧	27

第1 健康福祉部の組織

1 健康福祉部の執行体制(令和6年6月1日現在)

現行の健康福祉部の組織は、次のとおり1室・9課・1センター、35係で構成されており、部に属する地域機関は、7保健所(広域振興局健康福祉部)をはじめ、保健環境研究所、家庭支援総合センター、府立洛南病院等の総計16機関です。



本庁 258人
地域機関 229人
病院 165人
保健所 362人
計 1,014人

全広域振興局に「地域連携・子育て環境推進係」を設置(令4. 5. 1)

2 所掌事務

本 庁

課 名	所 掌 事 務
こども・子育て 総合支援室	<ul style="list-style-type: none"> (1) こども・子育て支援の企画、総合調整及び推進に関する事。 (2) 次世代育成に関する事。 (3) 結婚、出産及び育児の支援に係る気運の醸成に関する事。 (4) 母子保健に関する事。 (5) 児童手当に関する事。 (6) 児童健全育成事業に関する事。 (7) 保育所及び認定こども園に関する事。 (8) 保育士に関する事。
健康福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関する事。 (2) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。 (3) 健康危機管理の総合調整に関する事。 (4) 厚生統計調査に関する事。 (5) 保健所、保健環境研究所及び福祉に関する事務所に關する事。 (6) 京都府社会福祉事業団及び京都府立総合社会福祉会館に関する事。 (7) 部内の人事及び組織に関する事。 (8) 部に属する予算の経理に関する事。 (9) 部の広聴及び広報の総括に関する事。 (10) 部内他課の主管に属さない事。
高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢化対策の企画及び総合調整に関する事。 (2) 介護保険に係る企画調整並びに市町村への助言及び支援に関する事。 (3) 介護支援専門員に関する事。 (4) 介護認定審査会の運営に関する事。 (5) 認定調査の指導及び認定調査員の研修に関する事。 (6) 介護保険審査会の設置及び運営等に関する事。 (7) 訪問介護員養成研修に関する事。 (8) 老人福祉施設等の整備及び運営指導等に関する事。 (9) 京都府立洛南寮に関する事。 (10) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進に関する事。 (11) 公益財団法人京都SKYセンターに関する事。 (12) 老人クラブの育成指導に関する事。 (13) 介護予防事業に関する事。 (14) 地域包括ケアの推進に関する事。 (15) 社会福祉施設の指導に関する事。 (16) 介護サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関する事。 (17) 介護サービスの質の向上に関する事。 (18) 社会福祉施設の第三者評価等に関する事。

課 名	所 掌 事 務
医療保険政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療制度に係る企画調整に関する事。 (2) 医療、健康等に関する調査研究並びに施策の企画及び調整に関する事。 (3) 医療、健康等に係る計画の総合調整に関する事。 (4) 国民健康保険制度の運営の安定化に関する事。 (5) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会が行う国民健康保険事業の指導監督に関する事。 (6) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する国庫負担金、国庫補助金、調整交付金等の交付に関する事。 (7) 保険医療機関及び保険薬局の指導監督に関する事。 (8) その他国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する事。 (9) 老人、重度心身障害児、重度心身障害者、母子家庭、父子家庭、乳幼児及び児童に対する医療給付に関する事。
リハビリテーション支援センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) リハビリテーション施策に係る企画立案及び推進に関する事。 (2) リハビリテーションの実地指導に関する事。 (3) リハビリテーションに係る資源調査、研修計画作成並びに情報の収集、分析及び提供に関する事。 (4) リハビリテーションに係る広報啓発及び地域リハビリテーション支援センター連絡協議会の運営に関する事。
地域福祉推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉のまちづくりの推進に関する事。 (2) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (3) 生活保護に関する事。 (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 (5) 自殺対策に関する事。 (6) 未帰還者の調査及び引揚者の援護に関する事。 (7) 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関する事。 (8) 戦没者、旧軍人・軍属の叙位及び叙勲に関する事。 (9) 公務扶助料、遺族年金等の進達並びに各種給付金及び特別弔慰金の裁定に関する事。 (10) 旧軍人・軍属の恩給及び一時金に関する事。 (11) 旧軍人・軍属の履歴調査及びその証明に関する事。 (12) 戦傷病者の援護に関する事。 (13) 地域福祉振興に関する事。 (14) 福祉ボランティア及び災害ボランティアの振興に関する事。 (15) 民生委員に関する事。 (16) 福祉人材の確保及び定着に関する事。 (17) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関する事。 (18) 社会福祉施設の振興に関する事。

課 名	所 掌 事 務
障 害 者 支 援 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害児施策及び障害者施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 身体障害児及び身体障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (3) 知的障害児及び知的障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (4) 精神保健福祉並びに精神障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (5) 障害児福祉手当、特別障害者手当等に関すること。 (6) 障害者の社会参加の促進に関すること。 (7) 心神喪失者等の医療及び観察等に関すること。 (8) 心身障害者扶養共済事業に関すること。 (9) 精神保健福祉総合センター、京都府立視力障害者福祉センター、京都府立桃山学園、京都府立心身障害者福祉センター、京都府立こども発達支援センター及び京都府立舞鶴こども療育センターに関すること。 (10) 障害福祉サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関すること。 (11) 障害福祉サービスの質の向上に関すること。
家庭・青少年支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待対策に関すること。 (2) ドメスティック・バイオレンス対策に関すること。 (3) 児童福祉施設、里親及び児童の福祉に係る養子縁組に関すること。 (4) 児童委員に関すること。 (5) 要保護女性の福祉に関すること。 (6) 家庭支援総合センター、児童相談所、淇陽学校及び京都府立東山母子生活支援施設に関すること。 (7) 青少年活動の推進に関すること。 (8) 青少年の健全育成に関すること。 (9) 京都府立青少年海洋センターに関すること。 (10) 非行・ひきこもり対策に関すること。 (11) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (12) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (13) 子どもの貧困対策に関すること。 (14) ヤングケアラーの支援等に関すること。
健 康 対 策 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくり対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 地域保健対策に関すること。 (3) がん対策に関すること。 (4) 感染症対策に関すること。 (5) 結核予防に関すること。 (6) 予防接種に関すること。 (7) 難病の保健医療に関すること。 (8) 原子爆弾被爆者の保健医療に関すること。 (9) 歯科保健に関すること。 (10) 栄養改善及び栄養士に関すること。 (11) 小児慢性特定疾病に関すること。 (12) その他健康対策に関すること。

<p>医 療 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 医師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関すること。 (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関すること。 (4) 病院、診療所、助産所及び医療関係諸施設に関すること。 (5) 医療法人に関すること。 (6) 死体の解剖及び保存に関すること。 (7) 災害応急衛生救護に関すること。 (8) 救急医療情報センターに関すること。 (9) 洛南病院及び看護学校に関すること。
<p>薬 務 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 薬剤師に関すること。 (2) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。 (3) 薬事支援に関すること。 (4) 献血に関すること。 (5) 採血業に関すること。 (6) 毒物及び劇物に関すること。 (7) 覚醒剤に関すること。 (8) 薬用植物の栽培に関すること。 (9) 麻薬、向精神薬、大麻及びあへんに関すること。 (10) 温泉に関すること。 (11) 有害物質を含有する家庭用品に関すること。 (12) 室内空気環境に関すること。 (13) 造血幹細胞移植に関すること。 (14) 衛生検査所に関すること。 (15) その他薬事に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(企画調整課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 所管区域内の健康福祉行政の企画及び調整に関する事。 (2) 所掌事務に係る市町村及び関係団体との調整に関する事。 (3) 各種計画の市町村への助言援助及び推進に関する事。 (4) 所掌事務に係る各種統計及び調査研究の総括に関する事。 (5) 広聴及び広報並びに情報の集積及び発信に関する事。 (6) 地域医療対策の推進に関する事。 (7) 医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関する事。 (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師その他の医業類似行為者に関する事。 (9) 病院、診療所、助産所その他の医療関係諸施設に関する事。 (10) 死体の解剖及び保存に関する事。 (11) 災害援助に関する事。 (12) 老人福祉に関する事 (13) 介護保険に関する事。 (14) 引揚者等援護に関する事。 (15) 元軍人軍属の身上取扱いに関する事。 (16) 部(所)内の総務事務に関する事。 (17) 部(所)内他課の主管に属さないこと。 <p>(保健課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域保健の推進に関する事。 (2) 衛生思想の普及及び向上に関する事。 (3) 公衆衛生看護業務に関する事。 (4) 健康相談に関する事。 (5) 感染性疾患に関する事。 (6) 結核に関する事。 (7) 予防接種に関する事。 (8) 原子爆弾被爆者に関する事。 (9) 栄養改善及び栄養士に関する事。 (10) 生活習慣病に関する事。 (11) 難病に関する事。 (12) 小児慢性特定疾病に関する事。 (13) 歯科保健に関する事。 (14) 献血に関する事。 (15) 造血幹細胞移植に関する事。 (16) 老人保健に関する事。 (17) 母子保健に関する事。 (18) 老人福祉に関する事(企画調整課の主管に属するものを除く。) (19) 介護保険に関する事(企画調整課の主管に属するものを除く。) (20) その他健康の保持及び増進に関する事。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (2) 生活保護に関する事。 (3) 民生委員及び児童委員の指導に関する事。 (4) 児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事。 (5) 身体障害者福祉に関する事。 (6) 知的障害者福祉に関する事。 (7) 精神保健福祉に関する事。 (8) 障害者及び障害児の自立支援に関する事。 (9) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関する事。 (10) 支援費制度に関する事。 (11) 福祉のまちづくりに関する事。 (12) その他福祉に関する事。 <hr/> <p>(山城北保健所綴喜分室)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害援助に関する事。 (2) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (3) 生活保護に関する事。 (4) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事。 (5) 精神保健福祉に関する事。 <hr/> <p>(衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所その他の生活衛生関係営業に関する事。 (2) 理容師、美容師及びクリーニング師に関する事。 (3) 食品衛生に関する事。 (4) ふぐ処理師に関する事。 (5) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する事。 (6) 墓地及び埋火葬に関する事。 (7) 建築物の衛生的環境の確保に関する事。 (8) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関する事。 (9) 狂犬病の予防及び動物の飼養管理と愛護に関する事。 (10) 胞衣産汚物及び消毒営業に関する事。 (11) 住宅及び衣類の衛生に関する事。 (12) 公園、休養地、プール、海水浴場等多数集合する場所の衛生に関する事。 (13) 住宅宿泊事業に関する事。 (14) 上水道、簡易水道、井戸水その他水の衛生に関する事。 (15) 下水道終末処理場に関する事。 (16) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関する事。 (17) 有害物質を含有する家庭用品に関する事。 (18) 毒物及び劇物に関する事。 (19) 覚醒剤、あへん、麻薬、向精神薬及び大麻に関する事。 (20) 温泉に関する事。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(続き)</p> <p>(21) 衛生上の試験検査に関すること。 (22) その他生活衛生及び薬務に関すること。 ※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管</p> <p>(環境課)</p> <p>(1) 地域における環境対策の企画、調整及び推進に関すること。 (2) 廃棄物の処理に関すること。 (3) 浄化槽に関すること。 (4) 大気汚染の防止に関すること。 (5) 水質汚濁の防止に関すること。 (6) 環境保全に係る苦情処理に関すること。 (7) 環境保全に係る試験検査に関すること。 (8) その他環境対策に関すること。 ※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管</p> <p>(食肉・試験検査課)</p> <p>(1) と畜検査に関すること。 (2) 温泉に関すること。 (3) 環境保全に係る試験検査に関すること。 ※中丹西保健所にのみ設置</p>
保 健 環 境 研 究 所	<p>(1) 感染症、食品衛生、環境衛生等に係る微生物学的、病理学的試験検査及び調査研究に関すること。 (2) 食品衛生に係る食品、添加物、器具、容器包装等の試験検査及び調査研究に関すること。 (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、家庭用品、毒物及び劇物等に係る試験検査及び調査研究に関すること (4) 温泉、飲料水等に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (5) 衛生動物及び水生動物に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (6) 一般廃棄物及び産業廃棄物に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (7) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (8) 放射能に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (9) 水質汚濁に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (10) 試験検査技術者の研修に関すること。 (11) 公衆衛生に係る情報の収集及び整理に関すること。 (12) その他公衆衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p>

地域機関名	所 掌 事 務
家庭支援総合センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭問題に係る総合相談及び支援に関すること。 (2) 家庭問題に係る関係機関の総合調整に関すること。 (3) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 (4) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。 (5) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 (6) 児童の一時保護を行うこと。 (7) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。 (8) 里親に関すること。 (9) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。 (10) 施設退所者の生活支援に関すること。 (11) 性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）に関する各般の問題につき、相談に応じること。 (12) 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 (13) 要保護女子の一時保護及び収容保護を行うこと。 (14) その他要保護女子に関する業務を行うこと。 (15) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。 (16) 市町村の身体障害者の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 (17) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 (18) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うこと。 (19) 市町村の自立支援給付（身体障害者及び知的障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。 (20) 市町村の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。 (21) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 (22) 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

地域機関名	所 掌 事 務
児童相談所 (家庭支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭問題に係る総合相談に関すること。 (2) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 (3) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。 (4) 児童及びその家族につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 (5) 児童の一時保護を行うこと。 (6) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。 (7) 里親に関すること。 (8) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。 (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。
淇陽学校	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立支援施設に関すること。 (2) 不良行為を行い又は行うおそれ等のある児童の入所又は通所による自立支援に関すること。
救急医療情報センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急医療に係る情報の管理及び連絡調整に関すること。 (2) 医療機関、関係行政機関等に対する救急医療情報の提供に関すること。
洛南病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく精神障害者の医療及び保護に関すること。
看護学校	看護師の養成に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
精神保健福祉 総合センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健所及び精神保健関係機関に対する技術指導及び技術援助に関すること。 (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務従事者の教育及び研修に関すること。 (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及啓発に関すること。 (4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。 (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導に関すること。 (6) 精神医療審査会に関すること。 (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 (8) 自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。 (9) 市町村の自立支援給付（精神障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。 (10) 酒害予防の相談及び指導に関すること。 (11) デイ・ケア（回復途上にある精神障害者に対する生活指導、作業指導等をいう。）に関すること。 (12) 精神科病院の指導監督に関すること。 (13) 精神保健指定医に関すること。 (14) その他精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

3 健康福祉部関係附属機関

名 称	根 拠 法	事 項
京都府社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項	社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議
京都府介護認定審査会	介護保険法第38条第2項	府内7町村からの委託を受けた、要介護認定に係る審査・判定
京都府介護保険審査会	介護保険法第184条	市町村が行った行政処分（保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分）に不服がある者からの審査請求についての審理
京都府国民健康保険審査会	国民健康保険法第92条	保険給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査
京都府後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第129条	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査
京都府国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	国民健康保険事業の運営に関する事項について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申
京都府医療扶助審議会	京都府附属機関設置条例第1条	要保護者入院医療の要否その他医療の給付に関し、知事の諮問に対する答申
京都府自殺対策推進協議会	京都府自殺対策に関する条例第20条	自殺対策推進計画の策定又は変更に関する事項及び自殺対策に関する重要事項の調査審議
京都府精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項	精神保健福祉に関する事項の調査審議
京都府精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	精神病院入院者の定期の病状報告等の審査及び退院等の請求の審査
京都府障害者施策推進協議会	障害者基本法第36条第1項	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項の調査審議、施策の実施状況の監視及び関係行政機関相互の連絡調整

名 称	根 拠 法	事 項
京都府障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項	市町村の介護給付費等に係る処分についての審査請求に対する審査
京都府障害者相談等調整委員会	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例第19条	条例に規定する「不利益取扱い等」の解決のための助言又はあっせん。障害者の権利利益の擁護のための施策に関する重要事項の調査審議
京都府青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する条例第24条の14	有害図書類の指定等に係る知事の諮問のほか、青少年の健全な育成を図るための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議
京都府小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4第1項	小児慢性特定疾病医療費の支給認定についての審査
京都府感染症診査協議会 (府内3協議会を設置)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第2項、第3項	・ 感染症患者の就業制限に関する通知及び入院期間の延長に関する必要な事項の審議 ・ 感染症患者の公費負担申請に関する医療内容の適否の審議
京都府指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条第1項	特定医療費の支給認定についての審査
京都府がん対策推進協議会	京都府がん対策推進条例第17条	都道府県がん対策推進計画の策定又は変更に係る知事の諮問及びがん対策に関する重要事項の調査審議
歯と口の健康づくり推進協議会	京都府歯と口の健康づくり推進条例第19条	保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等の施策や取組との連携を図るための計画の進行管理
京都府医療審議会	医療法第72条第1項	医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議

名 称	根 拠 法	事 項
京都府麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法 第58条の13第1項	麻薬中毒患者の入院措置に関する審査
京都府薬事審議会	京都府附属機関設置条例 第1条	薬事に関する重要事項の調査審議
京都府薬物等指定審査会	京都府薬物の濫用の防止 に関する条例第28条第1 項	知事指定薬物及び知事監視店舗の指定等 のための調査審議
京都府循環器病対策推進協議会	健康寿命の延伸等を図る ための脳卒中、心臓病そ の他の循環器病に係る対 策に関する基本法第21条	京都府循環器病対策推進計画の推進等に当 たり、必要な事項を協議

〈指定管理施設〉

施 設 名	指定管理者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立心身障害者福祉センター ・ 府立洛南寮 ・ 府立東山母子生活支援施設 ・ 府立視力障害者福祉センター ・ 府立桃山学園 ・ 府立こども発達支援センター 	社会福祉法人京都府社会福祉事業団
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立総合社会福祉会館 	日本管財株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立舞鶴こども療育センター 	国家公務員共済組合連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府立青少年海洋センター 	公益社団法人京都府青少年育成協会

第2 令和6年度 健康福祉部予算

1 一般会計予算

令和6年度の健康福祉部の一般会計予算は総額1,969億31百万円余で、前年度予算と比較して約15.9%の減となっている。

主な増減は、総務費については京都子ども文化会館解体費の減、社会福祉費については、障害者自立支援費、後期高齢者医療助成事業費の増、児童福祉費については、児童措置費、児童手当支給事業費の増、公衆衛生費及び医薬費については、新型コロナウイルス感染症対策費の減などによるものである。

健康福祉部一般会計予算款項別内訳

(単位：千円、%)

款・項	令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減	前年度比
総務費	463,262	593,597	▲130,335	78.0
企画費	463,262	593,597	▲130,335	78.0
民生費	181,526,246	180,041,099	1,485,147	100.8
社会福祉費	142,810,734	141,752,571	1,058,163	100.7
児童福祉費	35,425,327	34,904,232	521,095	101.5
生活保護費	3,290,185	3,384,296	▲94,111	97.2
衛生費	14,941,829	53,514,367	▲38,572,538	27.9
公衆衛生費	4,948,006	18,112,915	▲13,164,909	27.3
保健所費	2,220,551	2,221,449	▲898	100.0
医薬費	7,773,272	33,180,003	▲25,406,731	23.4
計 (A)	196,931,337	234,149,063	▲37,217,726	84.1
府全体 (B)	995,031,000	1,030,220,000	▲35,189,000	96.6
全体比 (A)／(B)	19.8	22.7		

2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

(単位：千円、%)

令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減	前年度比
380,863	338,493	42,370	112.5

3 国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円、%)

令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減	前年度比
221,705,900	218,784,238	2,921,662	101.3

4 病院事業会計予算

(単位：千円、%)

令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減	前年度比
3,709,532	3,778,840	▲69,308	98.2

令和6年度京都府予算編成の基本方針

- 人口減少や少子高齢化の進展により、産業、文化、医療などの担い手の減少をはじめ、地域社会の衰退といった構造的な課題も深刻さを増す中、府政運営の羅針盤となる京都府総合計画に基づき「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から「あたたかい京都づくり」を加速化するために必要となる予算を編成

【予算体系及び主な予算事項(健康福祉部所管事項抜粋)】

あたたかい京都づくりの加速化

- 1 安心できる健康・医療・福祉
 - ▶ 重度心身障害児(者)医療給付事業助成費
 - ▶ 看護補助者・福祉施設職員処遇改善事業費(一部2月補正含む)
 - ▶ 生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費(2月補正)
 - ▶ 京都子育て支援医療助成費

- 2 災害・犯罪等からの安心・安全
 - ▶ 被災地支援事業費(危機管理部で計上)

- 3 子育て環境日本一・京都
 - ▶ きょうと婚活応援強化事業費
 - ▶ プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費
 - ▶ 親子通園支援事業費

- 4 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都
 - ▶ 障害者文化・スポーツ振興費

【令和6年度 健康福祉部当初予算 ※ 主要事項一覧】 ※令和5年度2月補正予算を含む

事項名	予算額 (千円)	事業の概要
あたたかい京都づくりの加速化		
1 安心できる健康・医療・福祉		
○ 重度心身障害児(者)医療給付事業助成費	2,020,467	・市町村が実施する重度心身障害児(者)医療給付事業に対する助成
○ 京都子育て支援医療助成費	2,917,847	・子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童に係る通院時等の負担額の引き下げを実施
○ 看護補助者・福祉施設職員処遇改善事業費 (うち2月補正予算 1,310,000)	1,419,000	・人材確保、職場定着を図るため、看護補助者や介護・障害福祉職員の処遇改善を推進
○ 生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費 (2月補正予算 85,000)	85,000	・物価高騰の影響により生活に困窮されている方々の状況を把握するとともに、生活に必要な支援物資等を提供
3 子育て環境日本一・京都		
○ 子育て環境日本一推進戦略事業費 (うち2月補正予算6,000)	22,996,985	
・ キッズフレンドリー制度拡充検討費	(1,000)	・ 大手ロコミサイトや子育て世代が活用している大規模商業施設、公共交通機関等で「キッズフレンドリー協議会(仮称)」を設置し、子育て世帯のニーズ把握、認知度向上に向けた連携方法等を検討
・ 家族の心ふれあい便り事業費	(1,019)	・ 親子や家庭でのほほえましい雰囲気表現した絵画等を募集し、表彰・展示することで、子どもの笑顔や子育ての楽しさを広く発信
・ 若者ライフデザイン・育児と仕事両立体験事業費	(14,669)	・ 大学生が、インターンシップ実習先の共働き社員の家庭に訪問し、育児の手伝いや子どもとの触れ合いをすることで、仕事と育児の両立を体験
・ きょうとこどもの城づくり事業費 (うち2月補正予算6,000)	(183,609)	・ 子どもの生活の確立と学習習慣の定着を支援する「こどもの城」の設置・運営支援及び子どもの貧困対策の推進やフードバンク活用等の取組を実施
・ きょうと婚活応援強化事業費	(14,200)	・ 企業・団体等が主体となる婚活支援を推進するため、取組企業の掘り起こしや企業間マッチングを強化するとともに、社会貢献活動等を通じた出会いの場を提供する「プロジェクト婚」を新たに実施
・ プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費	(14,100)	・ 望む妊娠を叶え、予期せぬ妊娠を防ぐため、妊娠・出産に関する医学的知識の普及やライフデザインを考える機会の提供等を行う全国初のプレコンセプションケアに関する教育・研修プログラムの取組を実施
・ 結婚・子育て応援住宅総合支援事業費	(22,000)	・ 新婚世帯、子育て(多子・三世帯)世帯に対し、住宅確保に係る支援を総合的に実施し、経済的負担の軽減を実施
・ 医療的ケア児支援体制強化事業費	(1,000)	・ 「京都府医療的ケア児者及び重症心身障害児者基本情報調査」の検証結果を踏まえ、医療的ケア児や家族等が地域の中で安心して暮らすことができるように、圏域単位等に対応策の検討会等を開催
・ 発達障害者支援整備事業費	(9,000)	・ 初診待機の解消を図るため、専門医療機関とかかりつけ医との連携体制等の仕組みづくりの検討等を実施
・ 親子通園支援事業費	(51,000)	・ 子育て環境日本一の推進に向け、最も身近な子育て支援拠点である保育所等において、子どもだけでなく親の通園も受け入れ、「子育て」、「親育ち」を支援する全国初の「親子誰でも通園」を実施
・ 京都子育て支援医療助成費(再掲)	(2,917,847)	・ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童に係る通院時等の負担額の引き下げを実施
・ 保育環境等向上支援事業費	(80,000)	・ 子育て環境日本一の推進を図るため、保育所等が行う保育の質の向上のための施設整備や多機能化の取組を支援し、保育環境の充実を促進
・ その他	(19,687,541)	
○ 発達障害者支援体制整備事業費(再掲)	95,040	・ 発達障害児・者への切れ目のない支援の実現に向け、医療、保健、福祉等の関連分野が連携して一貫した支援を実施
○ ヤングケアラー支援体制強化事業費 (うち2月補正予算 5,000)	32,000	・ ヤングケアラー総合支援センターを中心に、当事者や社会全体への広報啓発や、相談から適切な支援につなげるための仕組みづくりを実施するとともに、こどもの居場所においてヤングケアラーへの支援を実施

事 項 名	予 算 額 (千 円)	事 業 の 概 要
4 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都		
○ 障害者文化・スポーツ振興費	83,991	・ 障害のある人もない人もともに安心していきいき暮らせる共生社会を実現するため、障害のある人の文化芸術活動及びスポーツ活動の普及・振興を推進
その他の主要事項		
○ 京都市地域包括ケアセカンドステージ事業費 (うち国民健康保険事業特別会計 61,500)	2,348,463	・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「あんしん社会」を構築するため、医療、介護、福祉のサービスを一体的に提供する地域包括ケアの実現に向けて介護予防体制を強化するとともに、京都地域包括ケア推進機構を中心にオール京都体制での取組を推進
○ 地域支え合い型生活支援推進事業	(181,939)	
・ 地域における介護予防や生活支援の促進	(38,300)	・ 高齢者が地域の担い手として活躍できる人材育成や住民主体の通いの場の再開に向けた支援など、市町村が行う介護予防・生活支援事業等の取組の推進
・ データヘルスの推進など市町村域を越えた課題への対応	(79,282)	・ きょうと健康長寿・未病改善センターの運営やエビデンスに基づくデータヘルスの推進など、市町村が実施する健康増進事業への支援
・ 市町村や団体等が活動しやすい土壌づくり	(64,357)	・ 京都地域包括ケア推進機構の運営や各保健所に設置した共助型生活支援推進隊による働きかけ
○ 地域包括ケア基盤の整備等	(2,166,524)	
・ 地域包括ケア基盤の整備	(2,005,941)	・ 介護施設の整備に対する支援や在宅医療提供体制の充実など、地域包括ケア基盤の整備を促進するとともに、府内における法人後見制度を推進
・ 認知症施策の推進	(96,160)	・ 認知症になっても本人の意志が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会づくりの推進
・ リハビリテーションプロジェクトの推進	(64,423)	・ 急性期から回復期、維持・生活期まで継続した総合リハビリテーション提供体制を推進
○ 福祉医療制度充実費	7,113,662	
・ 京都子育て支援医療助成費（再掲）	(2,917,847)	・ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童に係る通院時等の負担額の引き下げを実施
・ ひとり親家庭医療給付事業助成費（再掲）	(937,623)	・ 市町村が実施するひとり親家庭医療給付事業に対する助成
・ 重度心身障害児（者）医療給付事業助成費（再掲）	(2,020,467)	・ 市町村が実施する重度心身障害児（者）医療給付事業に対する助成
・ 重度心身障害老人健康管理事業助成費	(1,029,098)	・ 市町村が実施する重度心身障害老人健康管理事業に対する助成
・ 老人医療給付事業助成費	(208,627)	・ 市町村が実施する老人医療給付事業に対する助成
○ 後期高齢者保険料低減対策事業費	444,000	・ 令和6年度の保険料について、府が設置している基金を活用し、高齢者の保険料を低減
○ 自殺防止総合対策事業費	74,281	・ 京都府自殺対策推進計画に基づき、一人で悩みを抱え込ませない体制づくり、若者の自殺予防、自殺対策に取り組む民間団体支援など、自殺対策を総合的に推進
○ 医療的ケア児支援強化事業費（一部再掲）	20,485	・ 医療的ケア児及びその家族への負担軽減のため、医療的ケア児等支援センターの運営などの支援を実施
○ 京都市農福連携事業費	28,000	・ 障害者の社会参加促進と多種多世代の共生社会づくりを加速させるため、府内で広がりを見せている農福連携事業の事業所基盤の拡充を図るとともに、障害者の就農人材の育成等を実施
○ 障害者施設整備助成費 (2月補正予算 479,000)	479,000	・ 障害者自立のための社会福祉施設の整備に対する助成
○ 子どもの未来を守る事業費	572,818	
・ きょうとこどもの城づくり事業費等 (一部再掲) (うち2月補正予算 6,000) (母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計)	(191,955)	・ 子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を支援する「こどもの城」の設置・運営支援及び子どもの貧困対策の推進やフードバンク活用等の取組を実施
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金	(380,863)	・ 母子父子寡婦世帯への経済的助成のための資金貸付を実施

事 項 名	予 算 額 (千 円)	事 業 の 概 要
○ ひきこもり自立支援総合事業費 (一部再掲)	117,163	・ ひきこもりからの自立を促進するため、より身近な市町村域での相談体制の構築や学齢期からの早期支援、社会適応訓練や就労支援等を総合的に実施
○ ひとり親家庭等見守り・生活 応援事業費(再掲) (うち2月補正予算 6,000)	215,352	・ 厳しい状況にあるひとり親家庭等の子どもの見守り強化などを行い、ひとり親家庭等が安心してくらしさせていけるようサポート
○ 青少年再チャレンジ支援事業費	16,442	・ 非行少年の立ち直り支援や少年非行抑止を図るため、関係機関と一体となって総合的に少年非行対策を実施
○ 児童虐待総合対策事業費 (一部再掲)	179,705	・ すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止、自立支援に至るまで、一貫した施策を関係機関と連携しながら総合的に推進
○ ドメスティック・バイオレンス対策 事業費	20,616	・ 家庭支援総合センター(配偶者暴力相談支援センター)を中心に、市町村や関係機関と連携・協力しながら被害者の相談・保護・自立支援等を実施
○ 京都性暴力被害者ワンストップ相 談支援センター事業費 (一部再掲)	24,014	・ 性暴力被害者の心身の負担軽減と回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指すため、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携して被害直後から総合的な支援を提供するワンストップ相談支援センター(京都SARA)を運営
○ 新興感染症対策強化事業費 (うち2月補正予算 359,000)	906,800	・ 新たな感染症への対応力を強化するため、一般病床から新興感染症の対応病床に変更可能な施設の整備や感染症に対する知識や技術を習得した医療従事者を育成
○ がん対策総合推進事業費	231,448	・ 京都府がん対策推進条例に基づき、がん検診受診率の向上をはじめ、がん教育の推進、相談支援の強化、がん医療提供体制の充実など、総合的ながん対策を推進
○ 難病対策総合推進事業費	2,098,250	・ 難病医療法に基づく医療費助成、難病医療提供体制の整備、難病患者の療養生活支援、多領域の難病に対応できる相談支援を実施
○ 肝炎対策費	83,000	・ ウイルス性肝炎(B型、C型)について、感染の予防や早期発見、早期かつ適切な治療による病状の進行防止等を図るため、総合的な肝炎対策を実施
○ 歯と口の健康づくり事業費	28,500	・ 京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づき、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期などライフステージや環境に応じた歯と口の健康づくり対策を推進
○ 循環器病対策事業費	10,000	・ 循環器病の多角的な対策を講じるため、「京都府循環器病対策推進計画」に基づき、病気のステージに応じた切れ目のない循環器医療ネットワークを構築するとともに、循環器病に係る相談支援体制を整備
○ 総合医師確保対策費	1,024,977	・ 医師の確保が困難な地域等における医療体制を確保するため、「京都府地域医療支援センター(KMCC)」を活用し、オール京都体制で総合的な医師確保対策を推進
○ 医療施設設備整備助成費	410,000	・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保し、また、医療施設における患者の療養環境等の充実、災害時の医療施設の機能を維持するための医療施設・設備等の整備に対して助成
○ 医療機関物価高騰対策事業費	68,000	・ 食材費高騰の影響が長期化する中、診療報酬改定までの間、入院患者向けに食事を提供する医療期間の負担を軽減するため、支援金を支給
○ 北部地域看護師確保対策費	31,305	・ 北部地域の看護師確保・定着を図るため、北部地域の病院等での看護実習の受入等を強化し、人材確保を推進
○ 潜在看護師再就業支援強化事業費	26,000	・ 慢性的に不足する看護人材を確保するため、看護スキル確認制度や求職者の働き方、技術に応じたマッチングの仕組みを構築することで、潜在看護師に対する再就業支援を促進
(病院事業会計)		
○ 洛南病院建替整備事業費	1,086,999	・ 施設の老朽化や精神科ニーズの多様化に対応するため、児童思春期、薬物依存症、重症うつ病、医療観察法対応等の新たな機能を備えた現地建替整備を実施
○ 薬物乱用ゼロ推進事業費	11,814	・ 府民、特に小中高中生や大学生等の若年層の薬物乱用ゼロを目指し、PTA・業界団体・民間団体等との協力・連携の下、薬物乱用防止対策を総合的に推進

資 料

健康福祉部関係の法定計画一覧

法定計画名	関係法規	計画策定の根拠条文	府の該当計画 計画期間
老人福祉計画	老人福祉法	第20条の9 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(以下「都道府県老人福祉計画」という。)を定めるものとする。	第10次京都府 高齢者健康福祉計画 令和6年度 ～8年度
介護保険事業支援計画	介護保険法	第118条 都道府県は、基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。	
高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第4条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画(以下「都道府県高齢者居住安定確保計画」という。)を定めることができる。	
医療費適正化計画	高齢者の医療の確保に関する法律	第9条 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、6年ごとに、6年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画(以下「都道府県医療費適正化計画」という。)を定めるものとする。	京都府中期的な医療費の推移に関する見通し(第4期) 令和6年度 ～11年度
地域福祉支援計画	社会福祉法	第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。	京都府地域福祉支援計画 令和6年度 ～10年度
障害者計画	障害者基本法	第11条 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。	京都府障害者・ 障害児総合計画 令和6年度 ～11年度
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。	
障害児福祉計画	児童福祉法	第33条の22 都道府県は、基本指針に則して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。	
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。	

法定計画名	関係法規	計画策定の根拠条文	府の該当計画 計画期間
アルコール健康障害対策推進計画	アルコール健康障害対策基本法	第14条 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。	京都府依存症等対策推進計画 令和3年度～8年度
ギャンブル等依存症対策推進計画	ギャンブル等依存症対策基本法	第13条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。	
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画	次世代育成支援対策推進法	第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。	京都府子ども・子育て応援プラン 令和2年度～6年度
子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法	第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。	
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。 (1) 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業活動の動向に関する事項 (2) 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次） 令和6年度～10年度
医療計画	医療法	第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。	京都府保健医療計画 令和6年度～11年度
健康増進計画	健康増進法	第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。	

法定計画名	関係法規	計画策定の根拠条文	府の該当計画 計画期間
予防計画	感染症の 予防及び 感染症の 患者に対 する医療 に関する 法律	第10条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第2項において「予防計画」という。）を定めなければならない。	京都府感染症 予防計画 令和6年度 ～11年度
がん対策推 進計画	がん対策 基本法	第12条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。	第3期京都府 がん対策推 進計画 令和6年度 ～11年度
献血推進計 画	安全な血 液製剤の 安定供給 の確保等 に関する 法律	第10条 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。	京都府献血推進 計画 令和6年度
自殺対策計 画	自殺対策 基本法	第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。	第2次京都府自 殺対策推 進計画 令和3年度 ～7年度
子どもの貧 困対策につ いての計画	子どもの 貧困対策 の推進に 関する法 律	第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第3項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。	第2次京都府子 どもの貧困対策 推 進計画 令和2年度 ～6年度
困難な問題 を抱える女 性への支援 のための施 策の実施に 関する基本 的な計画	困難な問 題を抱え る女性へ の支援に 関する法 律	第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない。	困難な問題を抱 える女性への支 援に関する京都 府基本計画 令和6年度 ～10年度
循環器病対 策推 進計画	健康寿命 の延伸等 を図るた めの脳卒 中、心臓 病その他 の循環器 病に係る 対策に関 する基本 法	第11条 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画（以下「都道府県循環器病対策推進計画」という。）を策定しなければならない。	京都府循環器病 対策推 進計画 令和6年度 ～11年度
国民健康保 険運営方針	国民健康 保険法	第82条の2 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おおむね6年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。	京都府国民健康 保険運営方針 令和6年度 ～11年度

健康福祉年表 ダイジェスト

年	国の動き	府の取組
平26 2014	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費税率8%へ引き上げ(4月) ◆ 2040年に896自治体で若年女性人口5割減、日本創生会議が推計(5月) ◆ アレルギー疾患対策基本法(6月) ◆ デング熱の国内感染を約70年ぶりに確認(8月) ◆ iPS細胞を用いた世界初の再生医療(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都市立医科大学附属北部医療センターに認知症疾患医療センターを設置(3月) ◆ 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」制定(3月) ◆ 難病対象新制度相談窓口の開設(5月) ◆ 生活困窮者支援のための「くらしとしごとの相談窓口」設置(7月) ◆ 府災害ボランティアセンター常設事務局開設(7月) ◆ 婚活支援ボランティア(婚活マスター)制度開始(10月) ◆ こども健康情報管理システム「ちやいるす」の運用開始及びスマートフォンアプリ版の開始(10月) ◆ 京都府薬物の濫用の防止に関する条例制定(12月)
平27 2015	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活困窮者自立支援法(4月) ◆ 韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生を受け注意喚起(6月) ◆ 安倍首相アベノミクス「新三本の矢」を提唱(「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」)(9月) ◆ 社会保障・税番号制度における個人番号(マイナンバー)の通知開始(10月) ◆ がん対策加速化プラン(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て支援制度の拡充(第三子以降保育料無償化、子育て支援医療助成制度の拡充)(4月～) ◆ 京都府自殺対策に関する条例施行(4月) ◆ 「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」開設(4月) ◆ 「京都動物愛護センター」グランドオープン(5月) ◆ 京都障害者雇用企業サポートセンター設立(6月) ◆ 「京都介護・福祉人材総合支援センター」開設(10月) ◆ 「きょうと婚活応援センター」開設(10月)
平28 2016	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども・子育て支援法改正(4月) ◆ 熊本地震(4月) ◆ 神奈川県知的障害者福祉施設で殺傷事件(7月) ◆ 日本の出生数が、統計開始後初の100万人割れ(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都府少子化対策条例施行(4月) ◆ 熊本地震における被災地支援 ・医療救護班、保健師、福祉チーム等を派遣 ◆ NPOドラッグキャラバン隊を結成(5月) ◆ 「サン・アビリティーズ城陽」パラリンピック競技ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定(7月) ◆ きょうと子育てピアサポートセンター開設(8月) ◆ 京都府こころのケアセンター開設(8月) ◆ 潜在介護人材・保育人材が新たに就職する場合の就職準備金制度の創設(8月)
平29 2017	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅宿泊事業法(いわゆる「民泊新法」)公布(6月) ◆ 介護保険法等が改正施行、「介護医療院」の創設(6月) ◆ 民生委員制度創設100周年 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)」策定(3月) ◆ 「少子化対策基本計画」策定(3月) ◆ 「きょうとこどもの城づくり事業」開始(4月) ◆ 「きょうと農福連携センター」設置(5月) ◆ 「ピロリ菌除菌治療費助成事業」、「小児・AYA世代がん患者生殖機能温存療法助成事業」の創設(11月)
平30 2018	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民健康保険の財政運営が都道府県単位化(4月) ◆ 住宅宿泊事業法が施行(6月) ◆ ギャンブル等依存症対策基本法(7月) ◆ ノーベル生理学・医学賞にがん免疫治療薬「オプジーボ」を開発した本庶京都大学特別教授が決定(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 聞こえの共生社会づくり条例施行(3月) ◆ きょうとフードセンター開設(3月) ◆ 京都認知症総合センター開設(4月) ◆ 京都府周産期医療体制強化に関する4者協定を締結(6月) ◆ 子育て環境日本一推進本部を設置(6月) ◆ 健康長寿・データヘルス推進プロジェクトを設置(6月) ◆ 北部リハビリテーション支援センター開設(9月)

年	国の動き	府の取組
平31 2019	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 毎月勤労統計調査の不正調査問題発覚(1月) ◆ 「平成」から「令和」への改元(5月) ◆ 医療機能等の再検討を求める公立・公的病院名の公表(9月) ◆ 消費税率10%へ引き上げ(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都大学を総合周産母子医療センターに指定(2月) ◆ 全国車いす駅伝競走大会が天皇杯に(3月) ◆ 「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」企業が100社を突破(7月) ◆ 府内3箇所の専門医療機関を「発達障害児支援拠点」として整備(8月) ◆ 「京都府子育て環境日本一推進戦略」策定(9月) ◆ 幼児教育・保育の無償化と副食費支援開始(10月) ◆ 京都府保健環境研究所・京都市衛生環境研究所を開設(12月)
令2 2020	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス感染症の国内初患者確認(1月) ◆ 全国に緊急事態宣言が発令(4月) ◆ 特別養護老人ホームの入所者14人を含む多数の犠牲者が出た「令和2年7月豪雨」が九州において発生(7月) ◆ 新型コロナウイルス感染症について2021年1月末を期限とする感染症法上の「指定感染症」としての扱いを1年延長(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ひとり親家庭総合相談フェスタ」初開催(2月) ◆ 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、入院医療コントロールセンターを設置(3月) ◆ 医療機関・社会福祉施設でのクラスターを早期に封じ込めるため、「施設内感染専門サポートチーム」による支援を開始(4月) ◆ 京都府外国人介護人材支援センターの開設(6月) ◆ 「きょうと子育て応援レーン」の運用開始(7月) ◆ 「パラ・パワーリフティングチャレンジカップ京都」初のライブ配信(10月) ◆ 特定不妊治療にかかる通院交通費助成の開始(10月) ◆ 「きょうと新型コロナ医療相談センター」を開設し、府市の相談窓口を一本化(11月)
令3 2021	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナワクチン接種開始(2月) ◆ 3度目の緊急事態宣言が発令(4月) ◆ 東京パラリンピック開催(8月) ◆ オミクロン株対策のため、外国人の新規入国停止(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自宅療養者生活支援事業の実施(1月) ◆ 京都府内商店街・コンビニエンスストアでの「きょうと子育て応援施設」のモデル展開(2月) ◆ 京都府ワクチン接種会場を設置(6月) ◆ パラスポーツ体験会を開催(7月) ◆ 城陽市内のNTCを拠点としているパラ・パワーリフティング競技選手が東京2020パラリンピックに出場(8月) ◆ 入院待機ステーションの設置(8月) ◆ 子育て環境日本一を目指して「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」始動(11月)
令4 2022	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 宮城・福島で震度6強(3月) ◆ 改正民法施行、成人年齢18歳に(4月) ◆ 不妊治療が保険適用に(4月) ◆ 新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直し(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」をオール京都で展開(3月～) ◆ 京都府子どもを虐待から守る条例を制定(3月) ◆ 京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」を開設(4月) ◆ 京都府ヤングケアラー総合支援センターを開設(4月) ◆ 第42回全京都障害者総合スポーツ大会が開催(6月～10月) ◆ 京都府健康フォローアップセンターを開設(9月)
令5 2023	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本の出生数が統計開始後初めて80万人を下回る(2月) ◆ 文化庁が京都での業務を開始(3月) ◆ こども基本法施行、こども家庭庁が発足(4月) ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更(5月) ◆ 内閣感染症危機管理統括庁発足(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親子健康手帳(京都版母子健康手帳)・きょうとすくすくブック(京都版リトルベビーハンドブック)の配布開始(4月) ◆ 西脇知事が「こどもまんなか応援サポーター」に就任(6月) ◆ 府立看護学校の整備に係る基本協定締結(7月) ◆ 京都子育て支援医療助成制度を拡充(9月) ◆ 丹後地域に「児童家庭支援センター」を新設し、こどもの見守り体制を強化(12月) ◆ 子育て環境日本一推進戦略を改定し、新条例を制定(12月)

主要指標の状況

項目	京都府	全国	備考	
人口 総人口	2,578,087	126,146,099	国勢調査 令和2年10月1日	
	0~14歳	15,031,602		
	65歳以上	36,026,632		
	高齢化率	28.6		
出生	15,068	770,759	人口動態統計 令和4年	
	6.1	6.3		
	1.18	1.26		
死亡数 総数	31,491	1,569,050		
	悪性新生物	385,797		
	心疾患	232,964		
	脳血管疾患	107,481		
	自殺	21,252		
	その他	821,556		
医療施設数	160	8,156	医療施設調査 令和4年10月1日	
	2,496	105,182		
	1,281	67,755		
社会福祉施設 総数	1,469	83,821	社会福祉施設等調査 令和4年10月1日	
	5	290		
	127	5,158		
	78	5,498		
	身体障害者社会参加支援施設	15		315
	1	47		
	938	46,997		
	1	55		
	その他の社会福祉施設等	304		25,461
生活保護	41,622	1,643,463	被保護者調査 令和4年度(月平均)	
	53,680	2,024,586		
要介護(要支援)認定者数	165,632	6,932,616	介護保険事業状況報告 (暫定)令和5年1月	
	21,822	988,562		
	27,449	961,780		
	30,003	1,447,128		
	32,055	1,160,547		
	23,390	915,764		
	18,341	876,399		
	12,572	582,436		
身体障害者手帳数	137,466	4,842,344	福祉行政報告例 令和4年度	
療育手帳数	29,898	1,249,939		
精神障害者保健福祉手帳数	31,733	1,420,885	衛生行政報告例 令和4年度	

京都府所管保健所等一覧

令和6. 6. 1現在

※1 広域振興局	二次医療圏域 高齢者健康福祉圏域	※1 保健所	市町村名
山城広域振興局 (宇治市)	※2 京都・乙訓	乙訓 (向日市)	向日市
			長岡京市
			大山崎町
	山城北	山城北 (宇治市)	宇治市
			城陽市
			久御山町
			八幡市
			京田辺市
			井手町
			宇治田原町
	山城南	山城南 (木津川市)	木津川市
			笠置町
			和束町
精華町			
南山城村			
南丹広域振興局 (亀岡市)	南丹	南丹 (南丹市)	亀岡市
			南丹市
			京丹波町
中丹広域振興局 (舞鶴市)	中丹	中丹西 (福知山市)	福知山市
		中丹東 (舞鶴市)	綾部市
			舞鶴市
			丹後広域振興局 (京丹後市)
京丹後市			
与謝野町			
伊根町			
4 広域振興局	-	7 保健所	25市町村

※1 広域振興局欄及び保健所欄のカッコ内は、広域振興局及び保健所の所在地である。

※2 京都・乙訓二次医療圏域及び同高齢者健康福祉圏域は、上記3市町村と京都市により構成されている。

■ □ ■ □ 京都府所管保健所・圏域地図 ■ □ ■ □



■ 二次医療圏域

医療法により設定が定められ、高度・特殊・専門的な医療を除く一般的な入院医療の整備を図るべき地域的単位

◆ 設定基準：圏域内に一般入院医療の需要に対応しうる医療機関が存在している
 圏域内の各地点から医療機関までの所要時間がおおむね1時間程度である
 圏域内の各市町村間に一般入院患者に関する相互依存関係がある

■ 高齢者健康福祉圏域及び障害福祉圏域

市町村の区域を超えた広域的な見地から、各市町村間で均衡のとれた福祉サービス供給体制の確保を図るため設定
 保健・医療・福祉の連携を図る観点から、医療法に基づく京都府における二次医療圏と整合を図っている

■ □ ■ □ 京都府所管児童相談所・圏域地図 ■ □ ■ □

